

清瀬市商工振興計画

平成31年3月策定



清瀬市商工振興計画策定にあたって

東京都清瀬市は、都心に近い位置にありながら、豊かな田園風景を残したベッドタウンとして発展してきました。市内には農産物直売所が点在し、清瀬の畑で作られた魅力的な農産物を求めて多くの人々が足を運びます。また、清瀬駅周辺では、様々な種類の飲食店があり、個性的なお店には市外からも多くの顧客が訪れます。また、駅や街道周辺にはスーパーマーケットやコンビニエンスストアが多く、市民にとっては重要な生活基盤となっています。その他の事業者にも目を向けるとオンリーワンの技術やサービスを武器に、独自の製品等を開発・販売して経済活動を行っています。



いま、清瀬市を取り巻く商工業の状況は、高齢化の影響で事業者ならびに消費者の経済活動に変化が起きているほか、少子化による人材の不足が見られるなど課題が山積しており、経営面でも消費面においても大きな転換を迫られています。

こうした状況を踏まえ、清瀬市では商工団体関係者、商店街関係者、農業生産者、社会福祉協議会関係者、消費者団体関係者、学識経験者、市民、市内事業者による策定委員会を行い、清瀬市の現状とこれからの商工振興の方向性について議論をして頂き、取りまとめを致しました。

本計画の策定にあたり、ご尽力を頂きました策定委員会委員の皆様、ならびに多くの関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

平成31年3月

清瀬市長 渋谷 金太郎

清瀬市商工振興計画目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 他の計画との位置づけ	1
3. 計画期間	4
4. 清瀬市商店街振興プランの目標と成果	5
第2章 清瀬市をとりまく現状と課題	7
1. 経済・社会状況について	7
2. 国内の状況	7
3. 清瀬市の現状	8
4. 市の産業構成	12
5. 産業別事業所数および従業者数推移の現状	13
6. アンケートについて	15
第3章 清瀬市商工振興計画の実現に向けて	41
1. 清瀬市商工業振興の推進に向けた課題	41
2. 重点施策の内容	42
3. 計画に係る関係機関（関連団体）	52
4. 計画的な事業の実施	53
参考資料	54

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

清瀬市では、平成15年に清瀬市商店街振興プランを採択し、地域経済を支える商業全体の核として「商店街」を位置づけ、各商店街および商業者が主体的に考え、行動し、活性化につなげていくための商店街振興プランを策定いたしました。策定より約15年が経過し、策定時の時代状況から大きく変化したこともあり、これまでの商店街振興の枠に限定せず、清瀬市全体を対象とした、商工業全般に係る振興計画を策定することとなりました。

2. 他の計画との位置づけ

(1) 第4次清瀬市長期総合計画との関係

本計画は、平成28年3月に策定された第4次清瀬市長期総合計画を上位計画とし、清瀬市の商工振興に関する個別計画として位置づけられます。第4次清瀬市長期総合計画では、基本構想を平成28年から平成37年の10年間に設定し、実行計画期間を3年と定めつつも、社会状況に柔軟に対応できるよう毎年見直しを行っています。

第4次清瀬市長期総合計画は、

- 1 「安全でうるおいのある暮らしができるまち」（「暮らし」の分野）
- 2 「健幸でともに支え合うまち」（「支え合い」の分野）
- 3 「子どもたちを健やかに育むまち」（「人づくり」の分野）
- 4 「豊かな自然と調和した住みやすく活気のあるまち」（「基盤づくり」の分野）
- 5 「都市格が高いまち」（「しくみづくり」の分野）

の5つの将来像からなり、商工関連では、4. 「豊かな自然と調和した住みやすく活気のあるまち」の施策のうち、4.3. 「産業によってにぎわいや活気を生み出すまち」の4.3.2 「商工業の振興」に盛り込まれています。

第4次清瀬市長期総合計画で掲げる5つの将来像

- 1 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）
- 2 健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）
- 3 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）
- 4 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）
- 5 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）



第4次清瀬市長期総合計画の中で、産業の育成・振興に関することは、「基盤づくり」の分野で定められています。

（2）清瀬市都市計画マスタープランとの関係

清瀬市都市計画マスタープランは、平成13年（2001年）に策定され、平成32年（2020年）を目標年次とし、清瀬市のまちづくりの将来像の実現のために、まちづくりの課題をふまえて基本理念と目標を設定しています。

同プランでは、まちづくりの課題の一つである「商業に係る課題」の中で、「商業地としてのまとまりがあるにもかかわらず、時代の変化とともに消費者のニーズに合わなくなり、空店舗も目立つようになっています」と指摘したうえで、「都市基盤整備や商業集積などを通じ、利便性の高い魅力ある商店街を形成していくことが求められています」としています。

また、「まちづくりの目標」では、清瀬駅および秋津駅周辺を「活力とにぎわいの拠点」として定め、清瀬駅周辺については、商業・行政・文化施設が集まっていることから、中心市街地として位置づけ、駅周辺の基盤整備を図りながら、商店街の活性化に努めることが示されています。秋津駅周辺については、日常の市民生活に密着

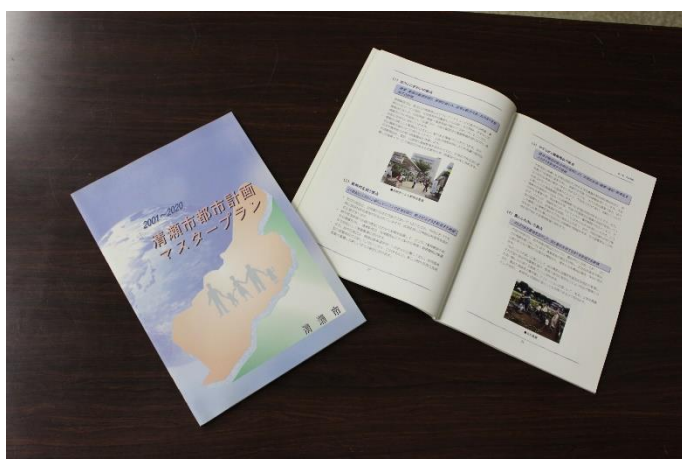
した商業・サービス施設が立地する利便性の高い商業地の形成を図っていくことが示されています。

そして、「まちづくり整備方針」では、「商業・業務地」の中に清瀬駅および秋津駅周辺を挙げている他、その他の商業地として、小金井街道や志木街道沿いなどにある地域に密着した商店街について、周辺住民がより親しみの持てるような商業環境の形成や、商店街が生活拠点となるような土地利用の方向性が示されています。また、研究開発型の施設の誘導のために北部地域を「先端技術産業地」として定めています。

清瀬市商工振興計画では、同プランの目標や方針と整合性を取りつつ、清瀬市の工業の振興・活性化を図っていくものとします。

清瀬市都市計画マスタープランで掲げるまちづくりの目標

- 1 商業・業務の集積を図り買物を楽しみ、活気と魅力あるまちを形成
(活力とにぎわいの拠点)
- 2 21世紀にふさわしい新しいビジネスの立地を図り、魅力あるまちを形成
(新時代を担う拠点)
- 3 既存の施設の総合的な活用により、市民の交流・健康・福祉・教育を支えるまちを形成
(やすらぎと健康福祉の拠点)
- 4 まとまりある農地を活かした、住と農の共存するまちを形成
(農とふれあいの拠点)
- 5 自然環境を活かした豊かで潤いのあるまちを形成 (緑と水の拠点)
- 6 都市としての活力を育み、交流をうながす軸の形成 (都市軸)

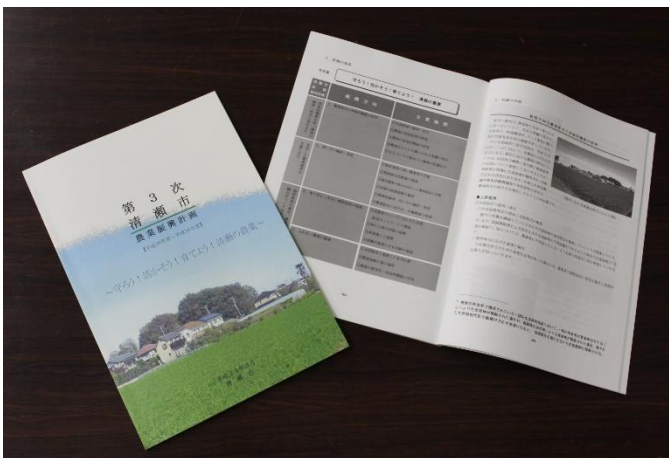


清瀬市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標との整合性をとりつつ、清瀬市の商工振興を図ります。

(3) 第3次清瀬市農業振興計画との関係

第3次清瀬市農業振興計画は、「農地保全と多面的機能の活用」「担い手の確保・育成」「食の安心・安全と地産地消の推進」「ふれあい農業の推進」の4つ施策を柱とし、今後10年間の清瀬市の農業施策を、生産者、農業関係者、市民等の意見を交えて策定しました。

同計画では「食の安心・安全と地産地消の推進」の分野で、「商店街の空き店舗等を活用した販売方法の拡大」および「飲食店・加工業者等との連携」をすることで商工振興に関連する施策展開を行うこととなりました。



第3次清瀬市農業振興計画では、食の安心・安全の分野で、主に空き店舗の活用及び飲食店加工業者等との連携が明記されています。

3. 計画期間

本計画は、中期的な視点に立って施策を講ずること、ならびに清瀬市第4次長期総合計画基本構想の期間に合わせて、計画期間を7年とします。ただし、計画に関連する事業については、関係機関と協議の上、随時調査・検証を行い、次年度以降の事業に反映していきます。

①みんなが楽しめるイベントの検討 イベントの定期的な開催、生産者と連携した加工品の販売

②コミュニティ空間の確立 空き地を利用したイベントの開催

(3) みんなが考え行動する商店街

自主的に行動し、組織強化や人材育成に努めます。

①経営意欲と独自性を持つ 専門家指導による勉強会の開催を通して、持ち味の明確化

②商店会組織の強化 新規会員の募集、法人化

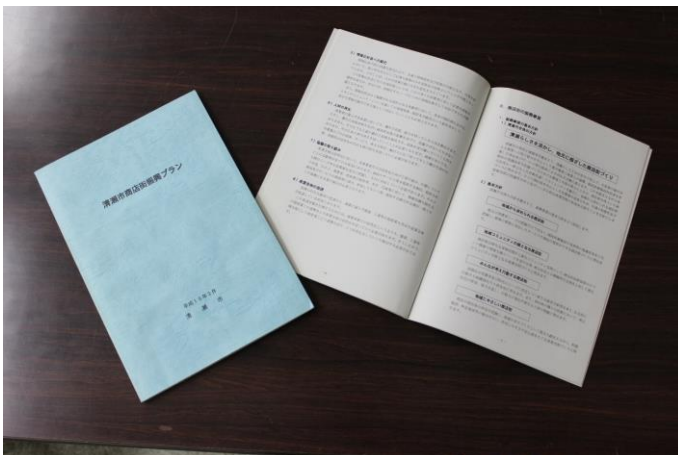
③新たな担い手育成 NPO 等の連携

(4) 地域にやさしい商店街

地域のまちづくりという視点も踏まえ、休息施設等の利用しやすい商業空間づくりを目指します。

①快適な空間づくり 休憩しながら買い物ができるしかけづくり、街区の施設整備

②環境に対する意識づくり リサイクル品の回収



清瀬市商店街振興プランは、地域経済を支える商業全体の中核として「商店街」を位置付け、「商店街」を中心にして地域経済の底上げを目指すものとし、策定されました。

第2章 清瀬市を取り巻く現状

1. 経済・社会状況について

1990年代、国内ではバブル崩壊に伴う平成不況が始まり、平成9年（1997年）の消費税増税により不況が長期化し、ほとんどの企業で減収減益となりました。平成12年（2000年）に入って、公共事業・IT産業によるバブルが発生しましたが、翌年にはバブルが崩壊します。金融機関の不良債権処理には時間がかかり、公的資金が注入されました。平成20年（2008年）には、アメリカでサブプライムローン問題が発生し、国内外の金融機関も大きな損害を受け、長期に渡り世界経済が大きな混乱に見舞われる事態となりました。

社会状況については、総務省人口推計によると平成20年（2008年）をピークに国内総人口が減少に転じ、国内の高齢化率に（総人口に占める高齢人口（65歳以上）の割合）については、平成27年（2015年）に26.7%と過去最高となり、更なる高齢化時代への突入を迎えようとしています。また、年金・医療・福祉等の社会保障給付費も、高齢化の進行に伴い、増加が見込まれています。

2. 国内の状況

平成23年（2011年）東日本大震災によるサプライチェーンの一時的な分断、計画停電等による電力供給の不安定化、ギリシャユーロ危機に伴う円高およびデフレの進行で輸出産業が大きな影響を受けました。

平成26年度（2014年度）には、消費税率が8%に改定されたことに伴う景気の上下動が発生しました。一方で、アベノミクスによる経済政策で行った「三本の矢」（「量的質的金融緩和」「機動的な財政出動」「成長戦略」）により、企業に積極的な経済行動を呼びかけたこともあり、生産および売り上げが増加するとともに、失業率は下降し、平成20年（2008年）の水準まで改善しました。

平成28年（2016年）以降は、緩やかな回復基調が続いており、大企業を中心に堅調な業績をあげているものの、中小企業においては、依然として楽観できない状況が続いています。また、少子高齢化・人口減少が進行する中、中小企業等で人手不足が顕著になっています。

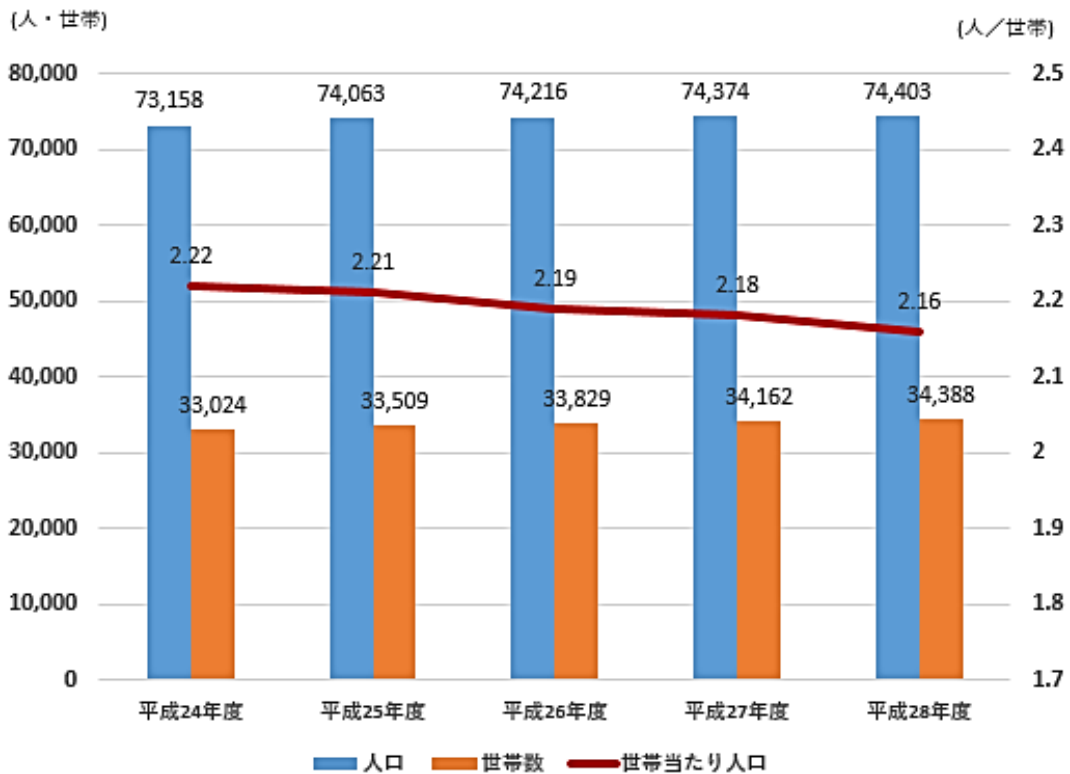
3. 清瀬市の現状

(1) 位置・面積

清瀬市は東京都心から約25kmの距離にあり、武蔵野台地の北端に位置し、東西4.63km南北5.09kmで、面積は1,023haです。市の東側は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接しています。

(2) 人口と世帯数

清瀬市の人口は、平成16年度（2004年度）より男性・女性、世帯数とも概ね増加傾向にありますが、世帯当たりの構成人数についてはわずかながら減少傾向となっており、単身化・核家族化の進行が推測されます。



(3) 土地利用状況

清瀬市の土地利用は、宅地約48%、農地約22%、山林約4%、その他約26%で、宅地が最も多くの割合を占めています。

(4) 用途地域

清瀬市の用途地域の構成割合は、住居系（第一種低層・中高層、第二種中高層・住居）90.8%、商業系3.7%、工業系5.5%となっています。

(5) 道路

①主な都道として、小金井街道、志木街道があり、市の中心部で交差しています。

朝夕には交通渋滞が慢性的に見られ、通過車両が生活道路に流れています。

②主な市道として、けやき通り、旭が丘通り、柳瀬川通りがあります。



(6) 鉄道

清瀬市における鉄道の状況については、西武池袋線が市の南西部を通過しており、市内に清瀬駅と秋津駅があります。

平成28年度（2016年度）の清瀬駅の1日あたり平均利用客数は、69,382人（前年度68,334人、西武線全92駅中13位、池袋線全31駅中8位）、秋津駅は80,316人（前年度79,774人、西武線全92駅中9位、池袋線全31駅中5位）です。

(7) バス

清瀬市におけるバス路線の状況は、清瀬駅北口からは志木駅方面（市内8停留所）、旭が丘団地方面（市内14停留所）、台田団地方面（市内12停留所）、所沢駅東口方面（市内5停留所）に運行しており、清瀬駅南口からは武蔵小金井駅北口方面（市内4停留所）、花小金井駅方面（市内10停留所）、久米川駅方面（市内7停留所）に運行しています。

また、清瀬市コミュニティバス「きよバス」（市内30停留所）は清瀬駅と秋津駅を起点に中里・野塩・梅園・竹丘方面に運行しています。



(8) 駐車場

駐車場については、清瀬駅北口クリアビル内の駐車場（平成30年4月現在、民間委託）のほか、清瀬駅および秋津駅周辺に民間事業者による時間貸駐車場が多数点在しています。

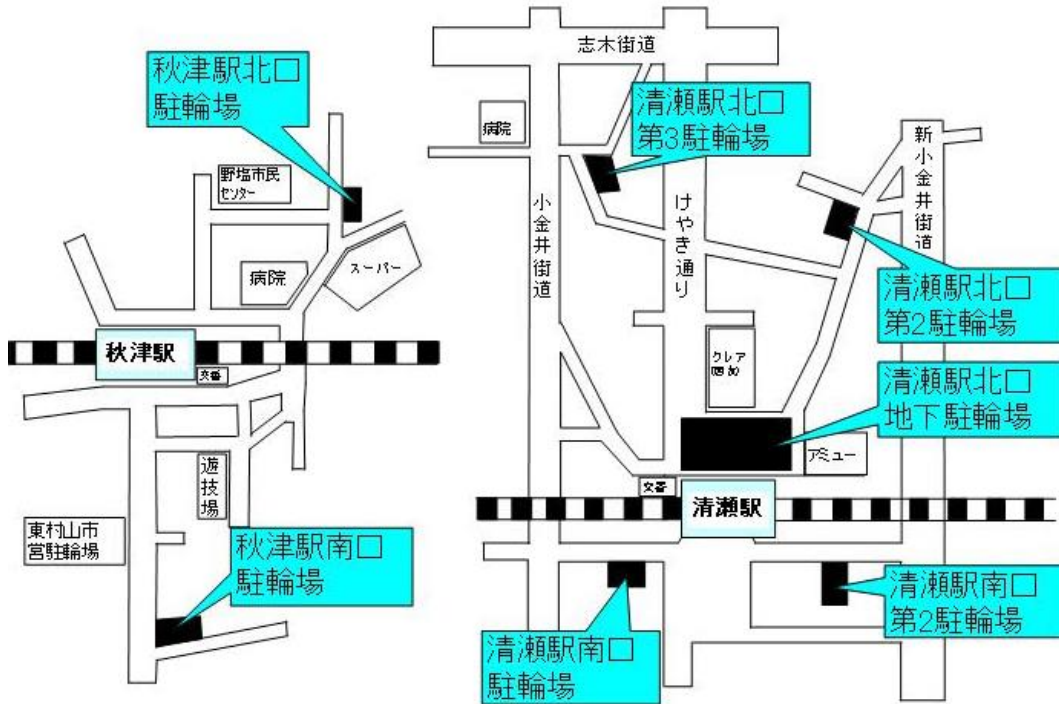


クリア市営駐車場は、平成28年より、24時間営業となり、パーク&ライドやカーシェアリングなどのサービスが追加され利便性が向上しています。

(9) 駐輪場

駐輪場については、下記の通り清瀬駅および秋津駅の南北に市営駐輪場があります。また、民間事業者による駐輪場も各駅周辺に点在しています。

- ①清瀬駅周辺の有料駐輪場 北口地下駐輪場、北口第2駐輪場、北口第3駐輪場、南口駐輪場（民営）、南口第2駐輪場（民営）
- ②秋津駅周辺の有料駐輪場 北口駐輪場、南口駐輪場



※ただし、清瀬駅南口及び清瀬駅南口第2駐輪場は民営



平成 31 年現在、駐輪だけでなく、宅配便の受け取り場所としての機能も拡充しました。

4. 市の産業構成

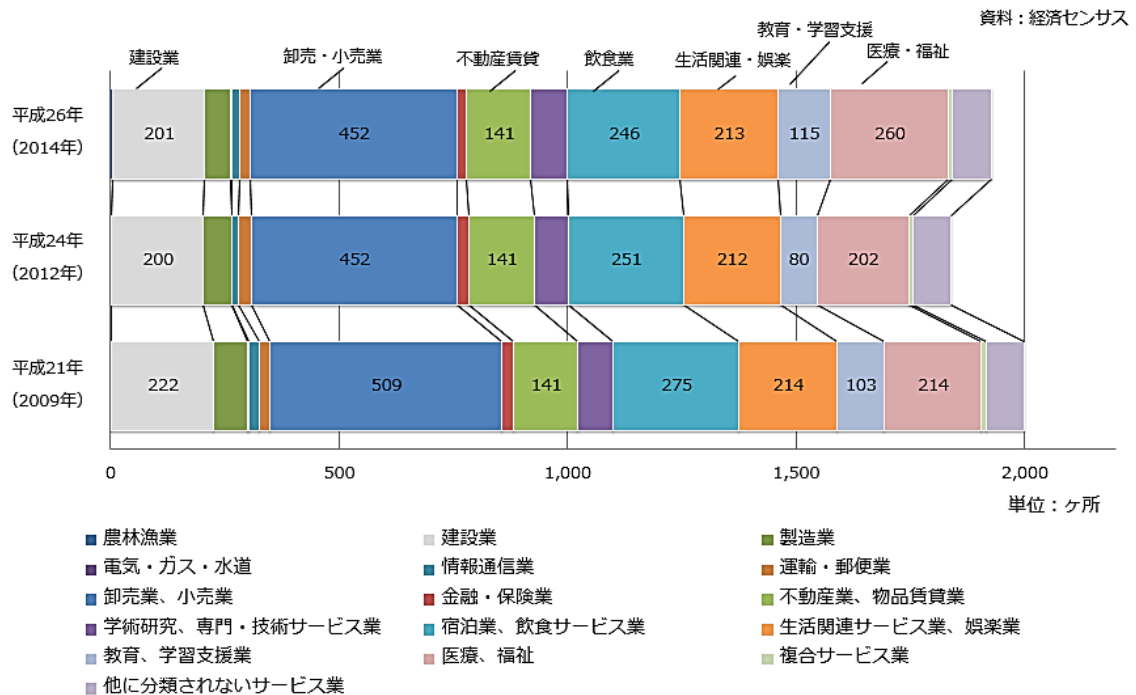
(1) 事業所数の推移

清瀬市内の全体的な事業所数の推移については、平成20年（2008年）9月のリーマンショック発生後、平成24年（2012年）には事業所数が減少しました。その後、平成26年（2014年）には総数で平成24年より増加しましたが、平成21年（2009年）の水準には至っていません。

※事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものを表します。

- ①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

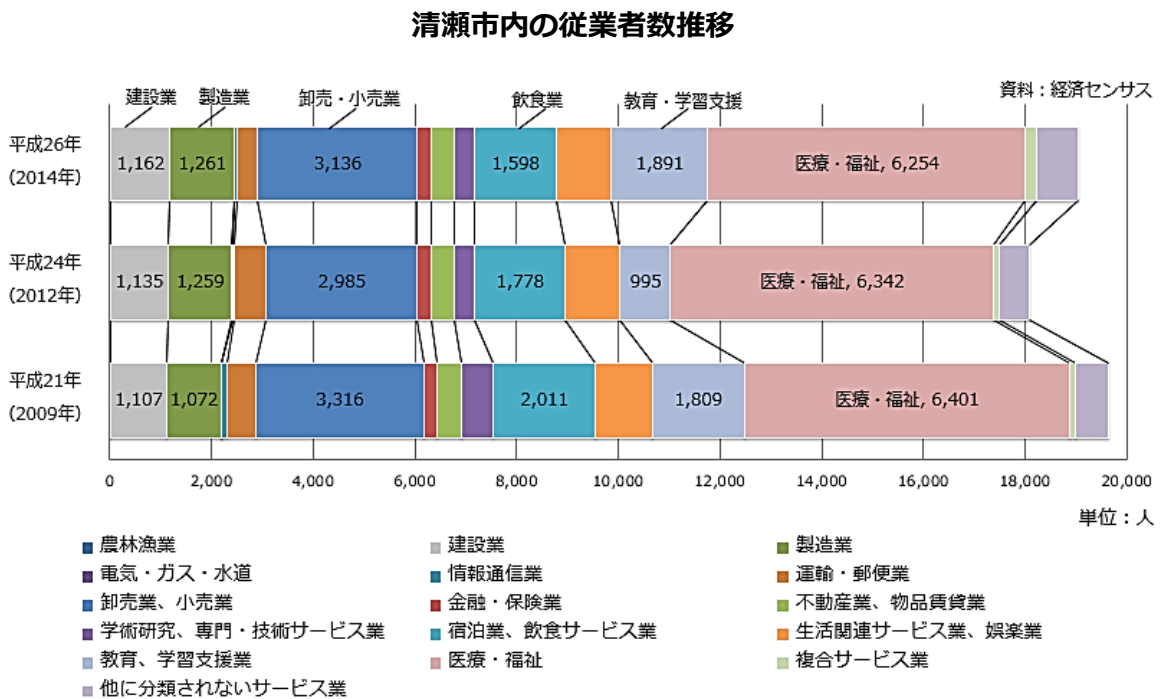
清瀬市内の事業所数推移



(2) 従業者数の推移

清瀬市内の従業者については、事業所数と同様、平成24年(2012年)に約18,000人に下降したものの、直近の平成26年(2014年)には増加しました。しかしながら、事業所数同様、平成21年(2009年)の水準には至っていません。

※従業者とは、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。他の会社や下請け先などの別経営の事業所へ出向または派遣している人も含まれます。当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む)を支給されていない人は従業者に含めません。また、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されなくても従業者としています。



5. 産業別事業所数および従業者数推移の現状

(1) 清瀬市内の主要な産業別事業所数について

①建設業

清瀬市内事業所総数の約10%を構成しています。調査年ごとの事業所総数の増減に概ね対応しています。

②卸売・小売業

清瀬市内事業所総数の約23%を構成しています。平成26年(2014年)の事業所総数の増加に対応せず、相対的に減少となりました。

③飲食業

清瀬市内事業所総数の約13%を構成しています。調査年ごとに減少しているのが特徴です。

④生活関連・娯楽

清瀬市内総事業所数の約11%を構成しています。事業所総数の増減の影響をほとんど受けていません。

⑤医療・福祉

清瀬市内総事業所数の約13%を構成しています。平成26年（2014年）の調査で大幅に増加しました。

(2) 清瀬市内の主要な産業別従業者数について

①建設業

清瀬市内総従業者総数の約6%を構成しています。調査年ごとの従業者総数の増減の影響を受けずに微増しています。

②製造業

清瀬市内従業者総数の約6%を構成しています。調査年ごとの従業者総数の増減の影響を受けずに微増しています。

③卸売・小売業

清瀬市内従業者総数の約16%を構成しています。業種の内訳が多岐にわたるため、一括りにすることは難しいですが、全体的な景気の波を大きく受ける傾向にあると推測されるため、今後もさらなる調査が必要です。

④飲食業

清瀬市内従業者総数の約8%を構成しています。事業所数と同様に減少傾向にあります。今後も減少する可能性が高いと推測されるため、事業所と人材の確保が求められます。

⑤教育・学習支援業

清瀬市内総従業者数の約10%を構成しています。事業所数と同様に平成24年（2012年）に大きく減少しましたが、平成26年（2014年）に増加しました。

⑥医療・福祉

清瀬市内総従業者数の約34%を構成しています。事業所数と同様に平成24年に減少しましたが、平成26年には平成21年（2009年）の水準を超えました。

6. アンケートについて

(1) 調査概要

①事業者アンケート

配布対象者	清瀬市内の事業者
調査期間	平成 29 年（2017 年）12 月 15 日（金）から平成 30 年（2018 年）2 月 20 日（火）
配布方法	商店街（7 商店街）経路による配布および直接配布
配布枚数	400 通
回収枚数	137 通
主な調査内容	回答者の属性、買い物・商店街・労働・観光・創業等に関すること
その他	質問内容については、経年比較を目的とするため、平成 15 年（2003 年）策定の清瀬市商店街振興プランに準拠しています。

②市民アンケート

配布対象者	清瀬市内在住の市民（無作為抽出、20 歳以上の年齢別人口比率で枚数計算）
調査期間	平成 29 年（2017 年）12 月 6 日（水）から 12 月 20 日（水）
配布方法	郵送による
配布枚数	1,000 通（男性 473 通、女性 527 通）
回収枚数	408 通（男性 164 通、女性 244 通）
主な調査内容	回答者の属性、買い物・商店街・労働・観光・創業等に関すること
その他	質問内容については、経年比較を目的とするため、平成 15 年（2003 年）策定の清瀬市商店街振興プランに準拠しています。

清瀬市商工振興計画策定に係る事業者、消費者アンケート結果のまとめ

清瀬市商工振興計画に係るアンケート結果のまとめとして、主な点は下記のとおりです。なお、「前回調査」とあるのは、平成15年（2003年）に実施した同様のアンケートを指します。

(1) 事業者アンケートのまとめ

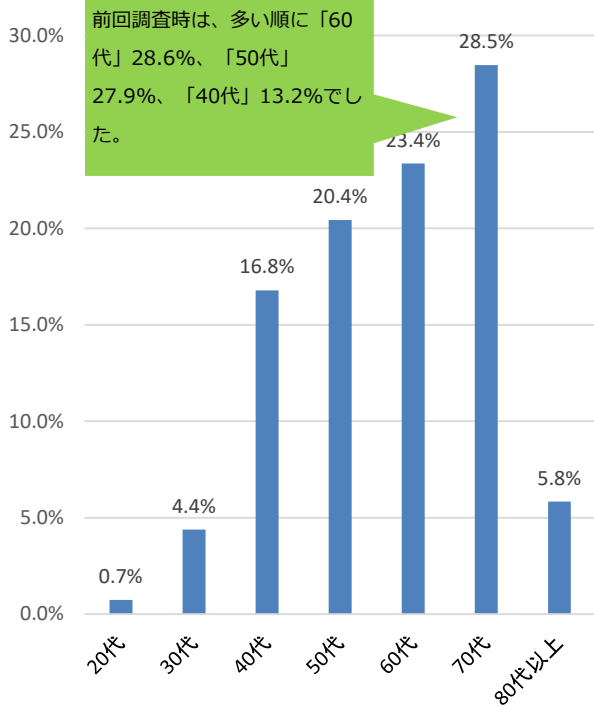
- ① 前回調査時と比べて、「事業主の年齢」が高齢化しました。（Q1より）
- ② 前回調査時と同様に、「市内（特に商店街）の事業者の業種構成」について、大きな変化はありませんでした。（Q5より）
- ③ 前回調査時と比べて、「回答者が経営するお店（小売業のみ）の購買層」が高齢化しました。（Q14-2より）
- ④ 前回調査時と比べて、「事業経営の問題点」について、大きな変化はありませんでした。（Q15より）
- ⑤ 前回調査時と比べて、「商店街の活性化」について、空き店舗対策の重要度が増加しました。（Q18より）
- ⑥ 前回調査時と同様に、「駐車場・道路整備・休憩所の設置」など、街区施設に関する根強い声がありました。（Q21より）
- ⑦ 今回調査では、回答数の約30%の事業者が「人手不足の状態」にあり、さらにその約30%の事業者が「時短勤務での雇用意向」があることがわかりました。（Q24より）
- ⑧ 今回調査では、ひまわりフェスティバルなどの「観光イベントに協力する意欲」のある事業者が約30%おり、すでに協力している事業者を加えると、回答数の約半数の事業者が観光イベントに協力的であることがわかりました。（Q29より）
- ⑨ 今回調査では、「事業者による創業希望者への支援・助言」の意向のある事業者は、回答数の約20%でした。（Q30より）
- ⑩ 今回調査では、「事業承継の意欲」のある事業者が、回答数の約40%いることがわかりました。（Q31より）

(2) 消費者アンケートのまとめ

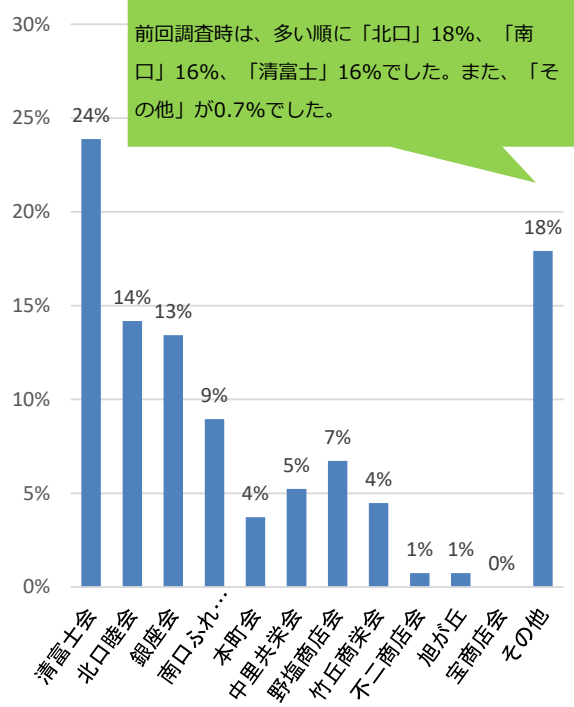
- ① 前回調査時と比べて、「回答者の男性」の比率が増加しました。（Q1より）
- ② 前回調査時と比べて、「回答者の年齢層」が高齢化しました。（Q2-1より）
- ③ 今回調査では、職業「無職」（回答項目新設）の回答者が増加したことが推定されます。（Q4より）
- ④ 前回調査時と比べて、回答者の「同居家族の平均人数構成」が減少しました。（Q6より）
- ⑤ 前回調査時と比べて、「よく買い物をする場所」で「市外」が増えたほか、「ネット販売」が増加しました。（Q8より）
- ⑥ 前回調査時と比べて、回答者の「買い物に出かける頻度」が減少しました。（Q10より）
- ⑦ 前回調査時と比べて、回答者の「買い物に出かける時間帯」が早まりました。（Q11より）
- ⑧ 前回調査時と比べて、「商店街にあればよいと思う店」に「カフェ・喫茶店」が増加しました。（Q19より）
- ⑨ 今回調査では、「職場退職後に市内の事業所での勤務を希望する方」が、回答数の約40%いました。（Q21より）
- ⑩ 「市内観光イベントへのボランティア」については、「イベントそのものを知らない方」が約40%を占めました。（Q22より）

(2) 清瀬市事業者意向調査票（アンケート）調査結果

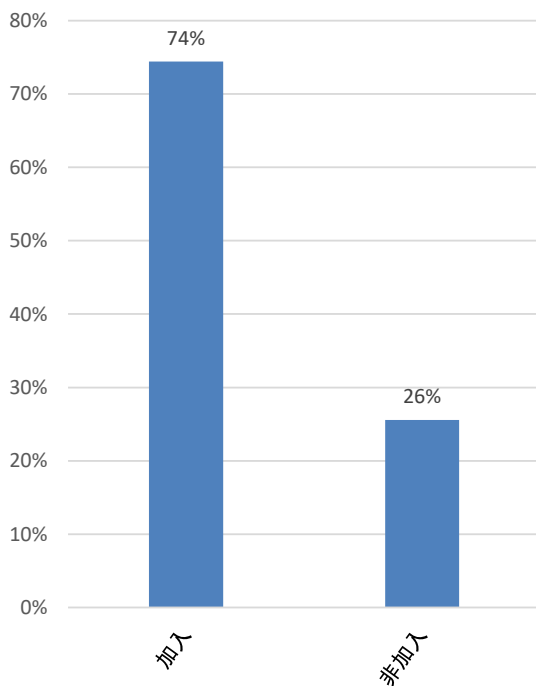
Q1.事業主の年齢について(n=137)



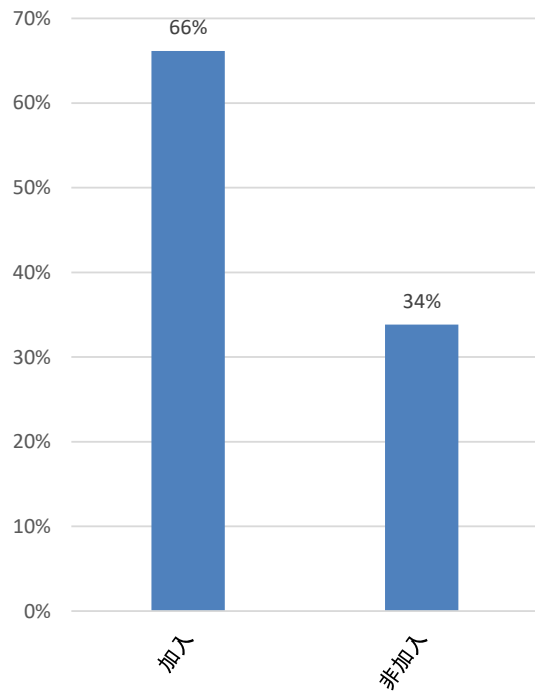
Q2.事業所の場所について(n=134)



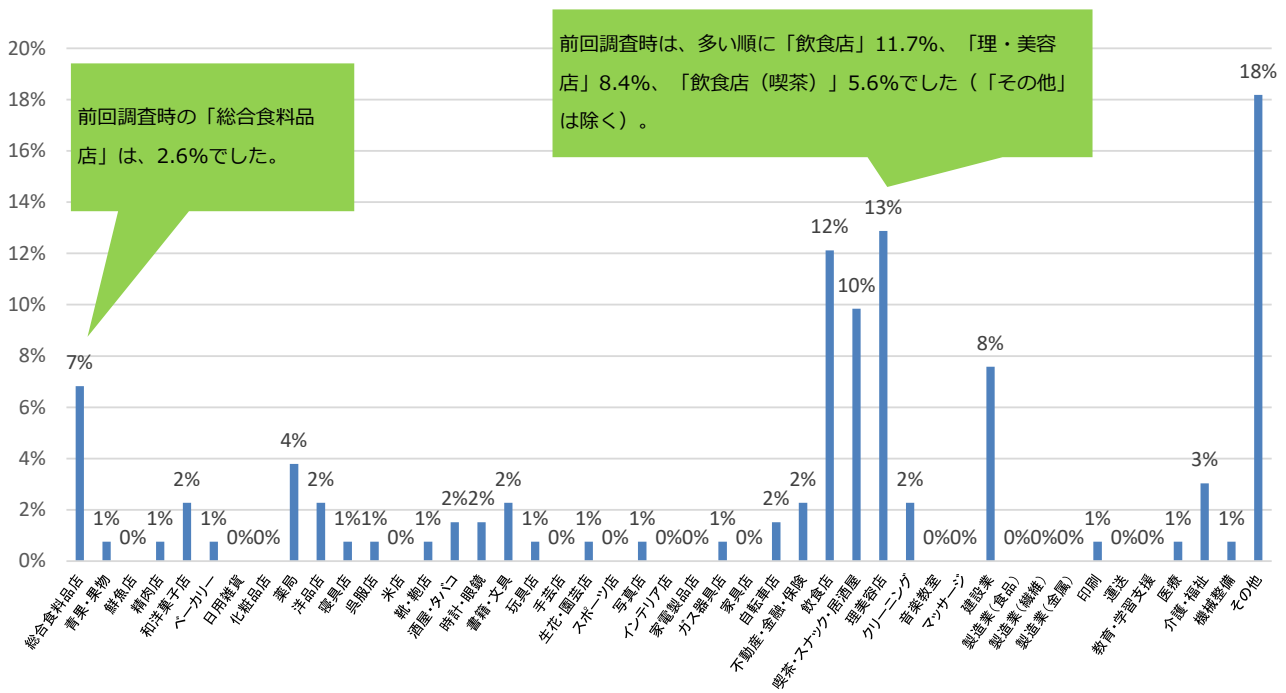
Q3.商店街の加入について(n=133)



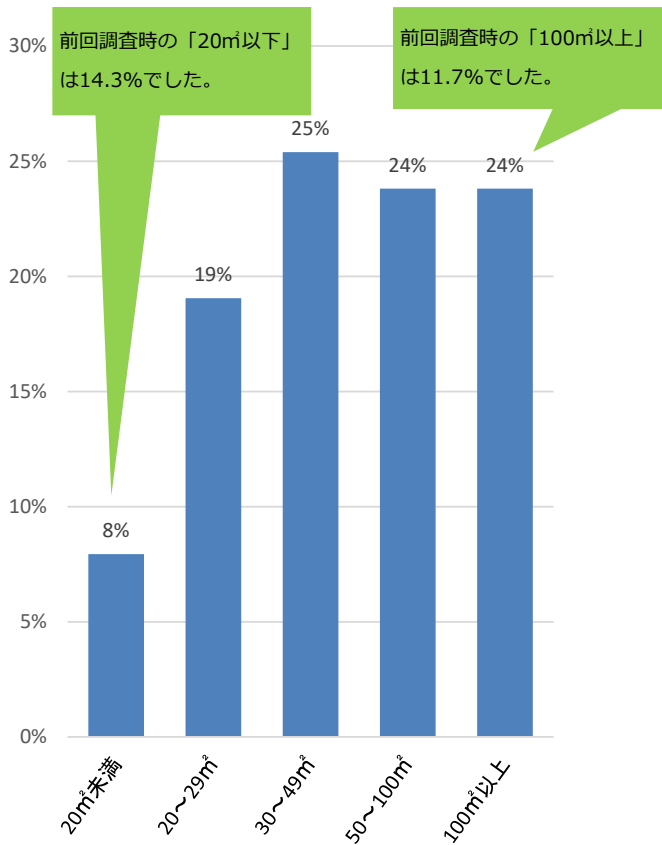
Q4.商工会の加入について(n=133)



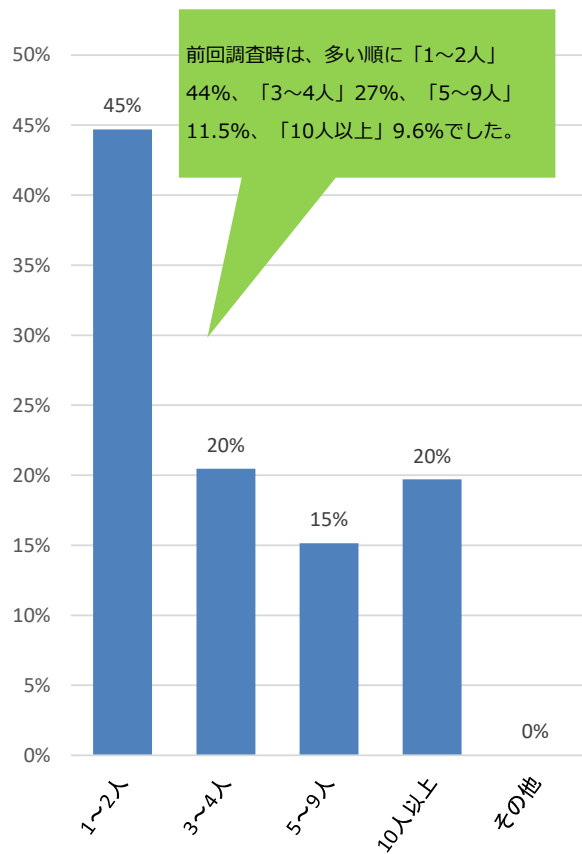
Q5.業種について(n=132)



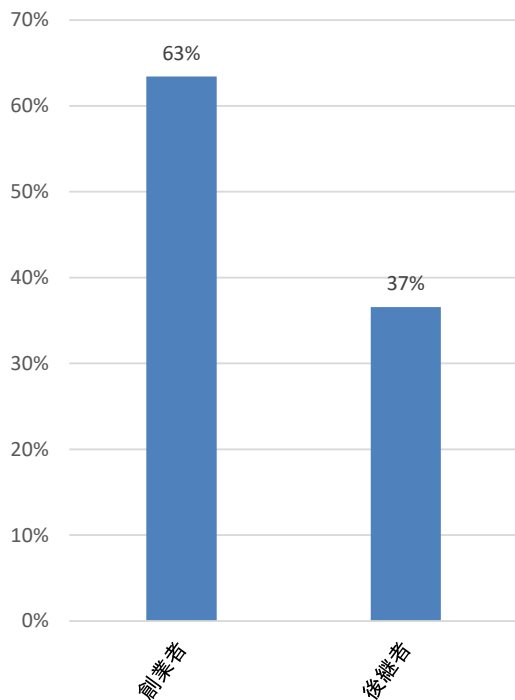
Q6.事業所の面積について(n=126)



Q7.自身を含めた従業者数(n=132)



Q8.創業者か後継者か(n=123)



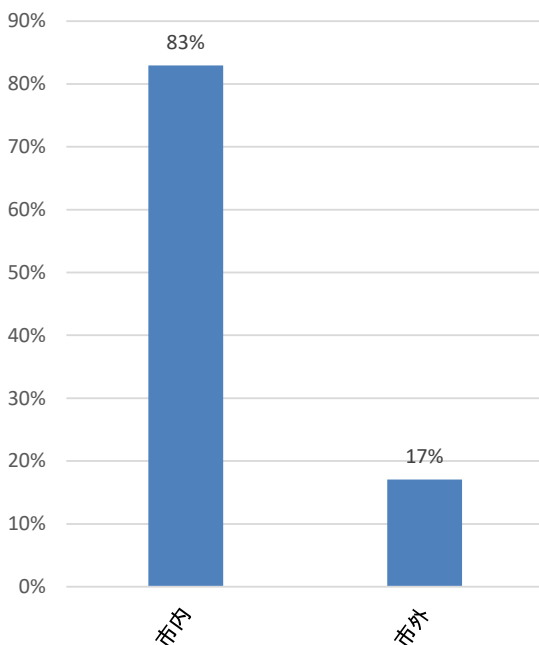
創業した方の継続年数(n=74)

0～9年継続	14件
10～19年継続	17件
20～29年継続	5件
30～39年継続	21件
40～49年継続	8件
50～59年継続	8件
60～69年継続	1件

承継した方の継続年数(n=27)

0～9年継続	0件
10～19年継続	1件
20～29年継続	2件
30～39年継続	1件
40～49年継続	2件
50～59年継続	10件
60～69年継続	8件
70～79年継続	1件
80～89年継続	1件
90～99年継続	1件

Q9.現在の事業をどこで始めたか



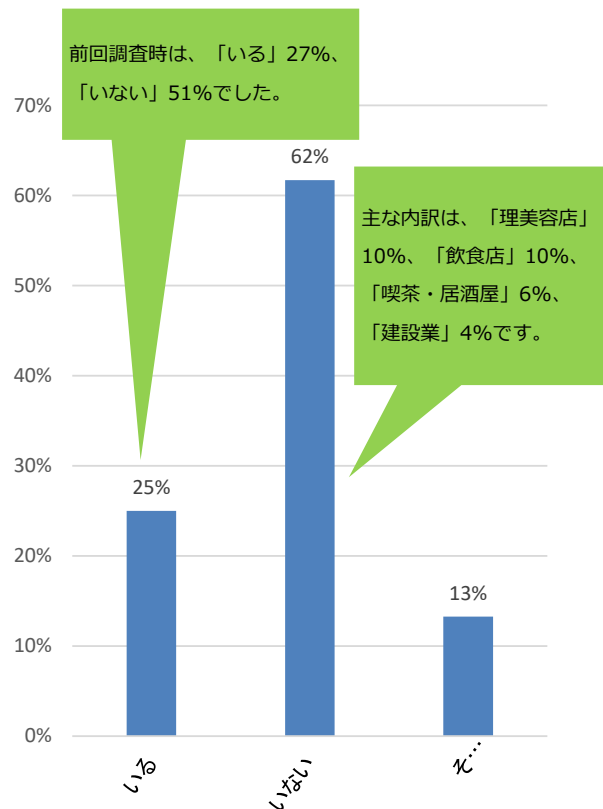
【市外の主な創業地】

東久留米市	5件
練馬区	3件
小平市	1件
東村山市	1件
東大和市	1件
狭山市	1件
川崎市	1件
その他都内区部	6件

Q10.清瀬で創業または事業を継続した理由
(複数要素抽出)

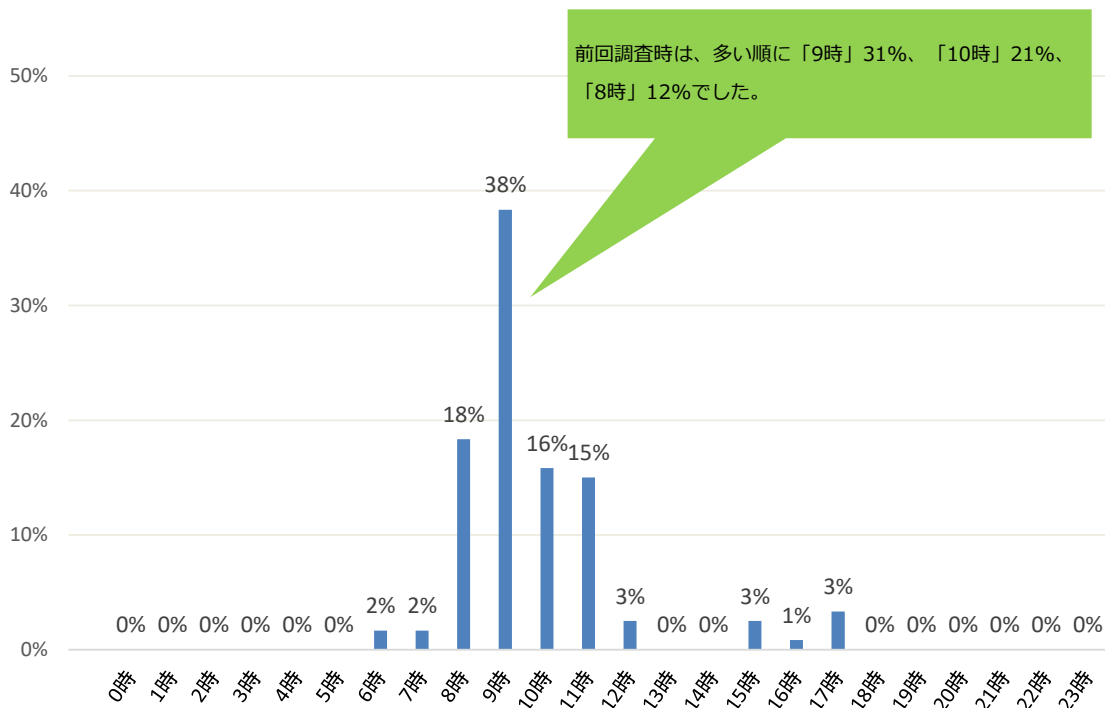
- (1) 立地・物件の条件が良い 14 件
- (2) 生まれ・育ち・家族等が清瀬 9 件
- (3) 顧客が清瀬周辺にいるから 5 件
- (4) 清瀬が好き(地元貢献したい) 4 件
- (5) 現在の仕事が好きだから 3 件
- (6) 先代を継いだから 2 件

Q11.後継者はいますか(n=128)

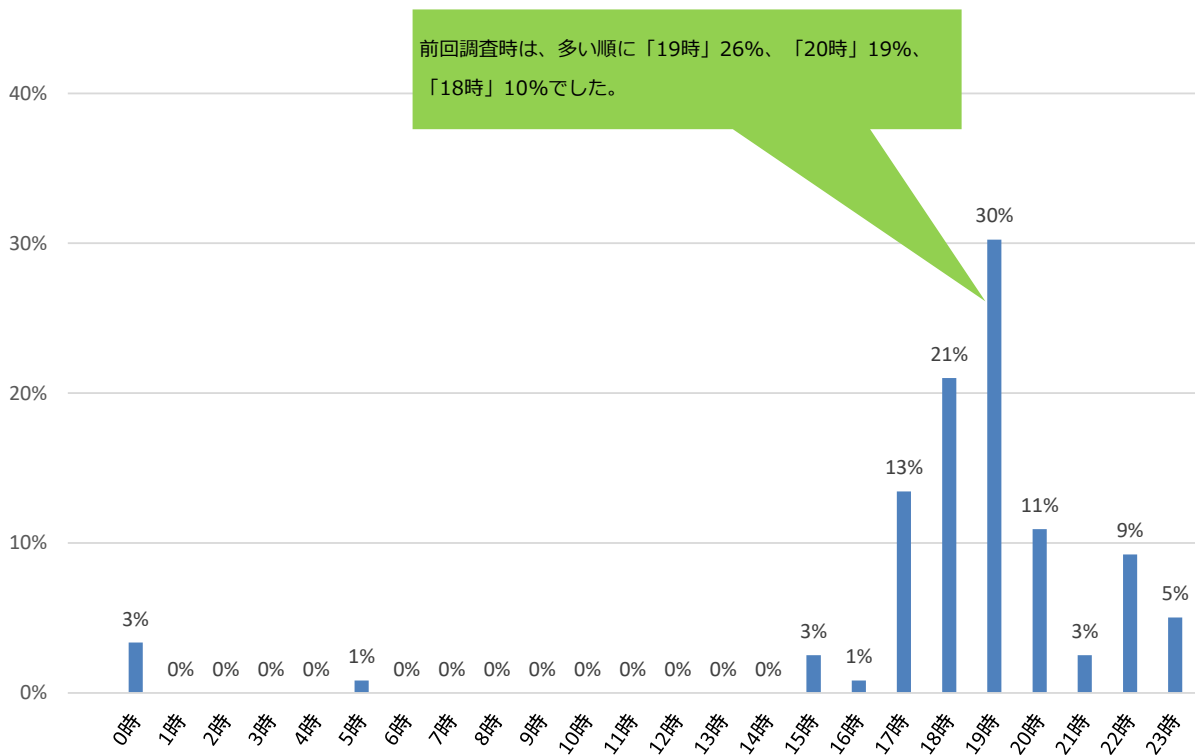


Q12.事業所(お店)の営業時間について

(1) 営業開始時間(n=120)

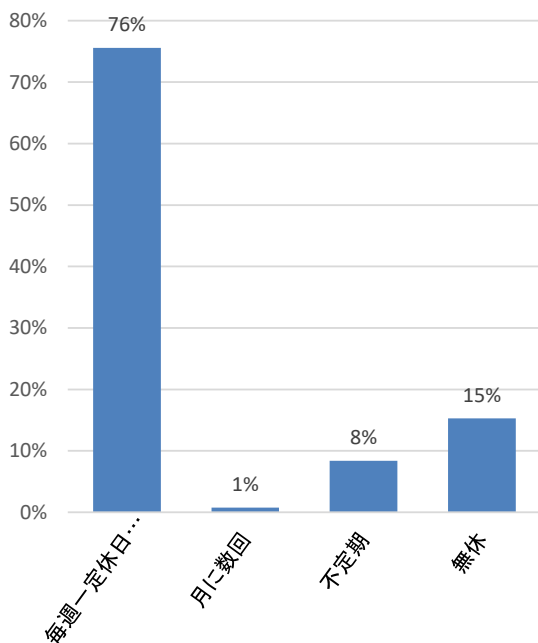


(2) 営業終了時間(n=119)

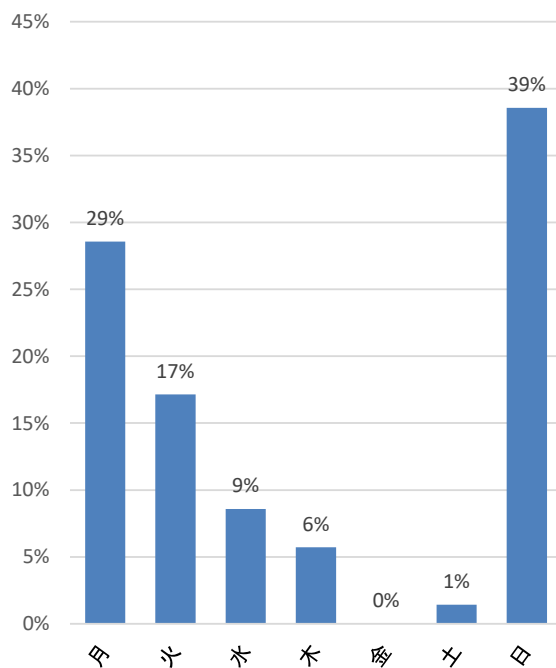


※24時間営業：8件

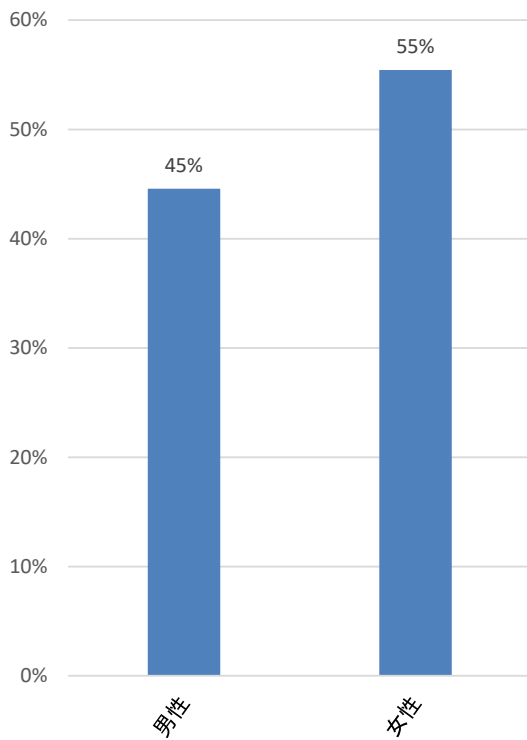
Q13.事業所（お店）の休日について



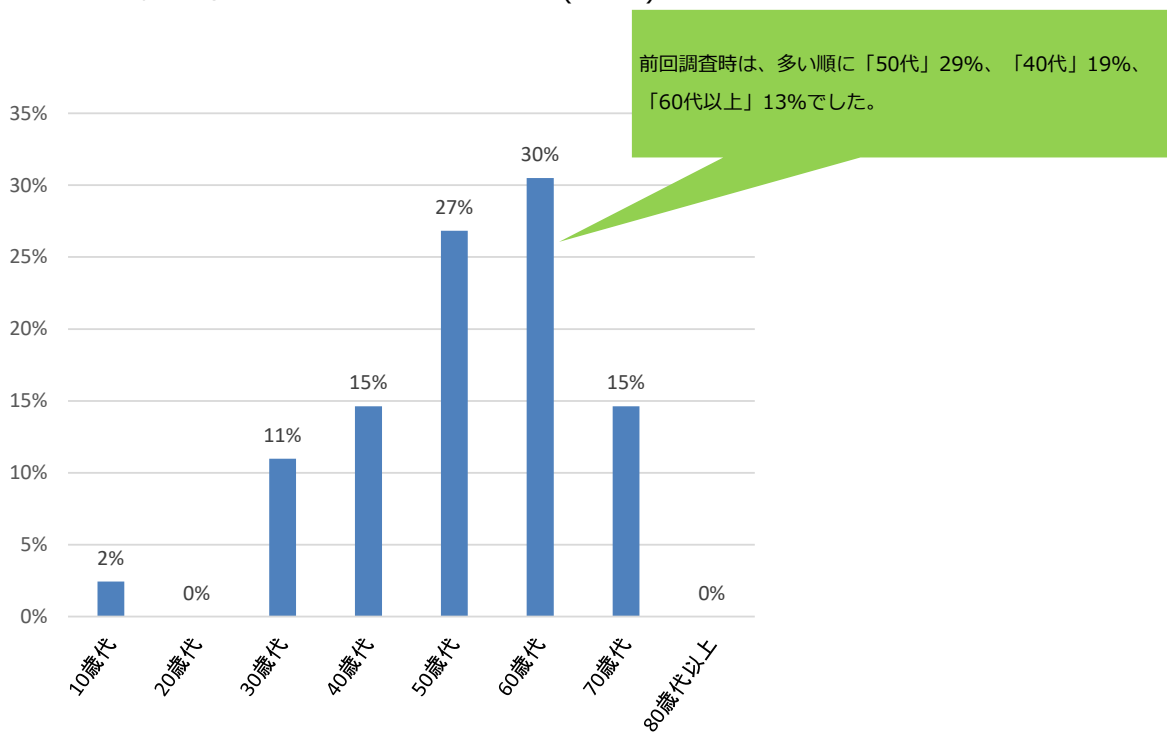
毎週一定休日の事業所（お店）の休日



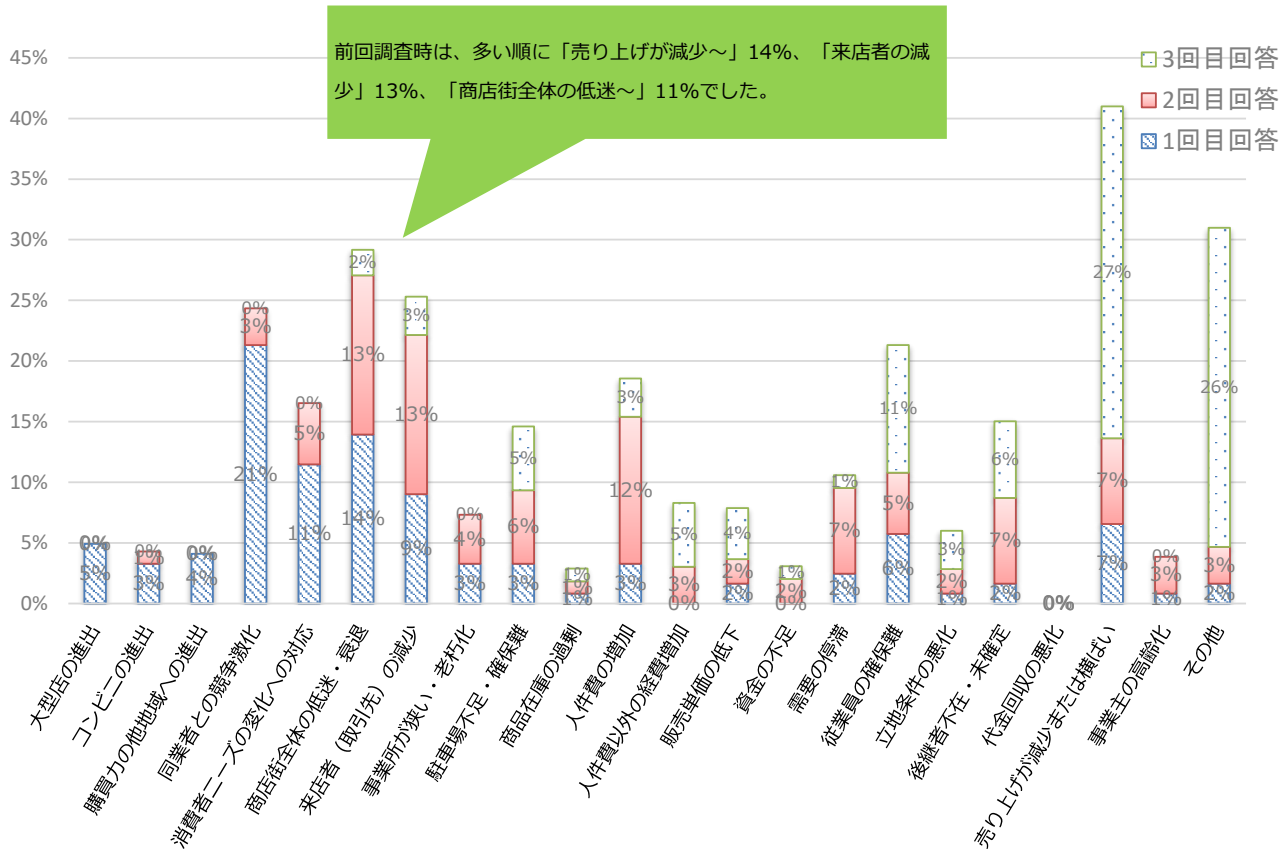
Q14-1. (小売業のみ) 来店する客層で多い性別(n=83)



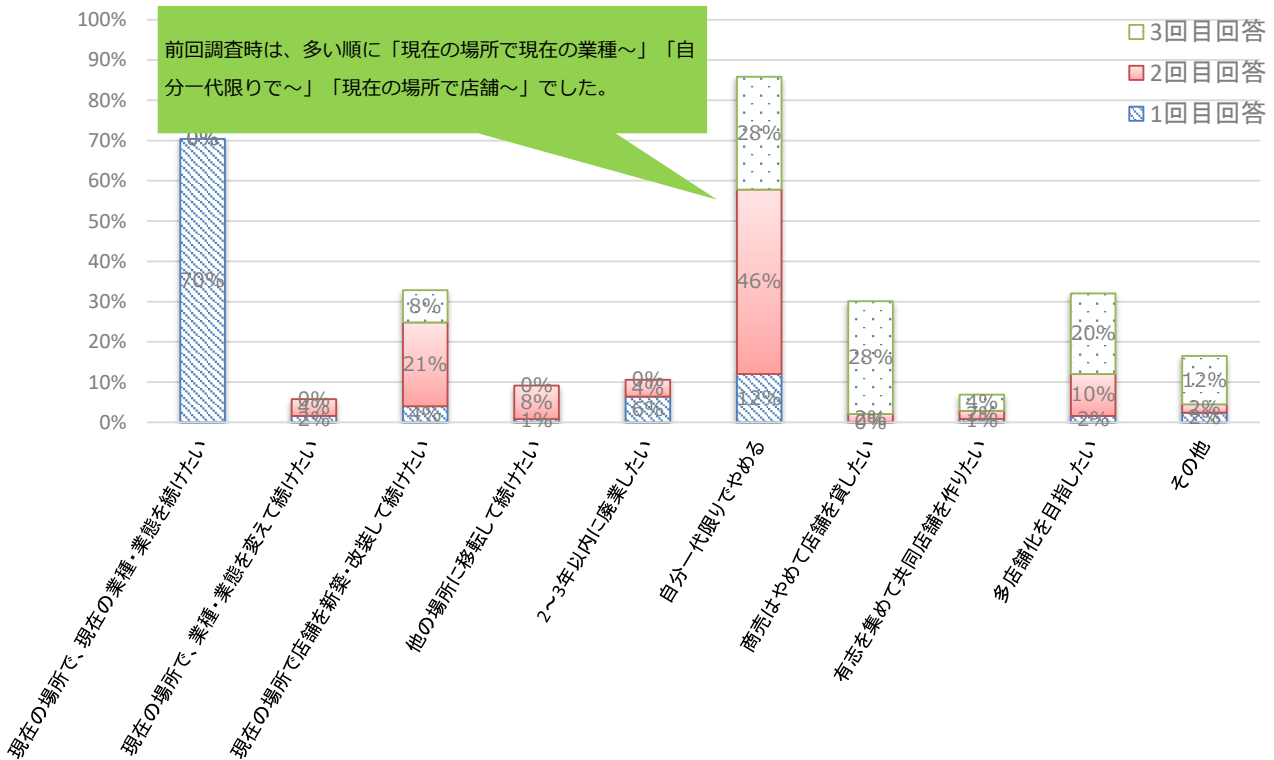
Q14-2. (小売業のみ) 来店する客層で多い年齢層(n=82)



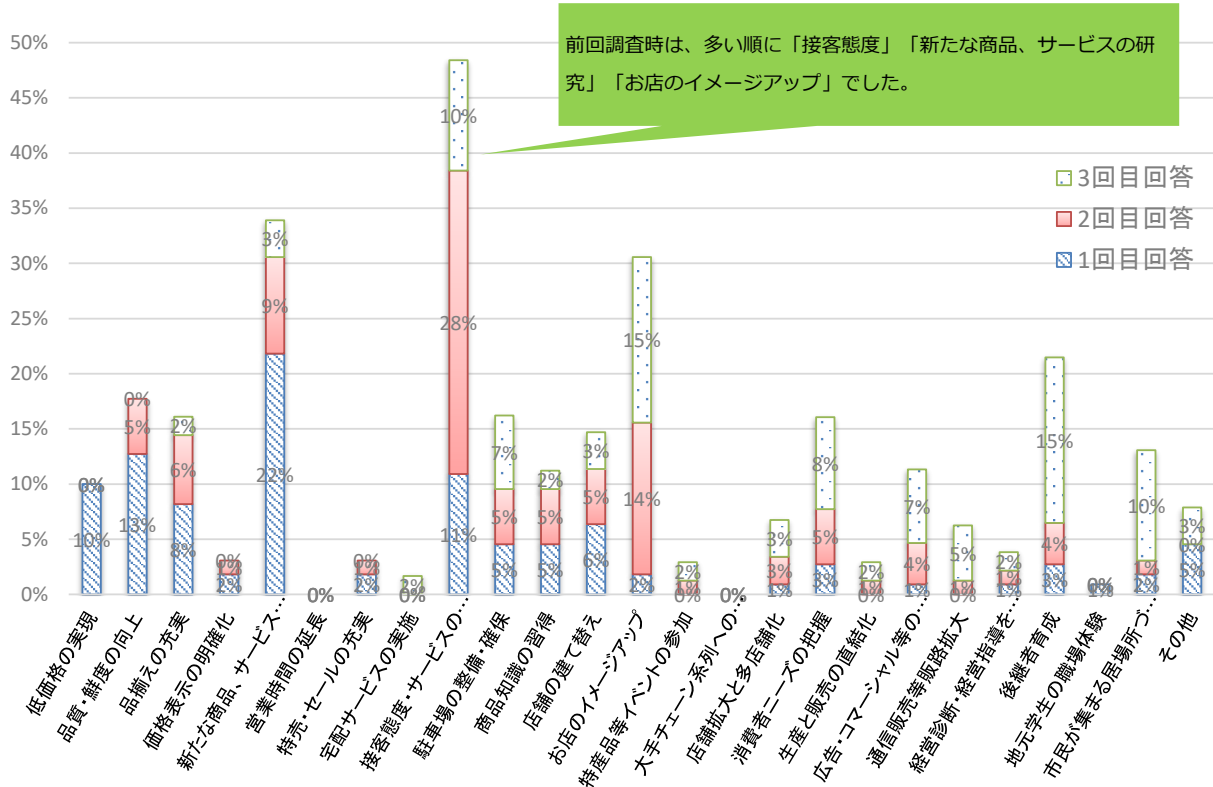
Q15.事業所を経営していく上での問題点(3つまで回答、n=316(=122+99+95))



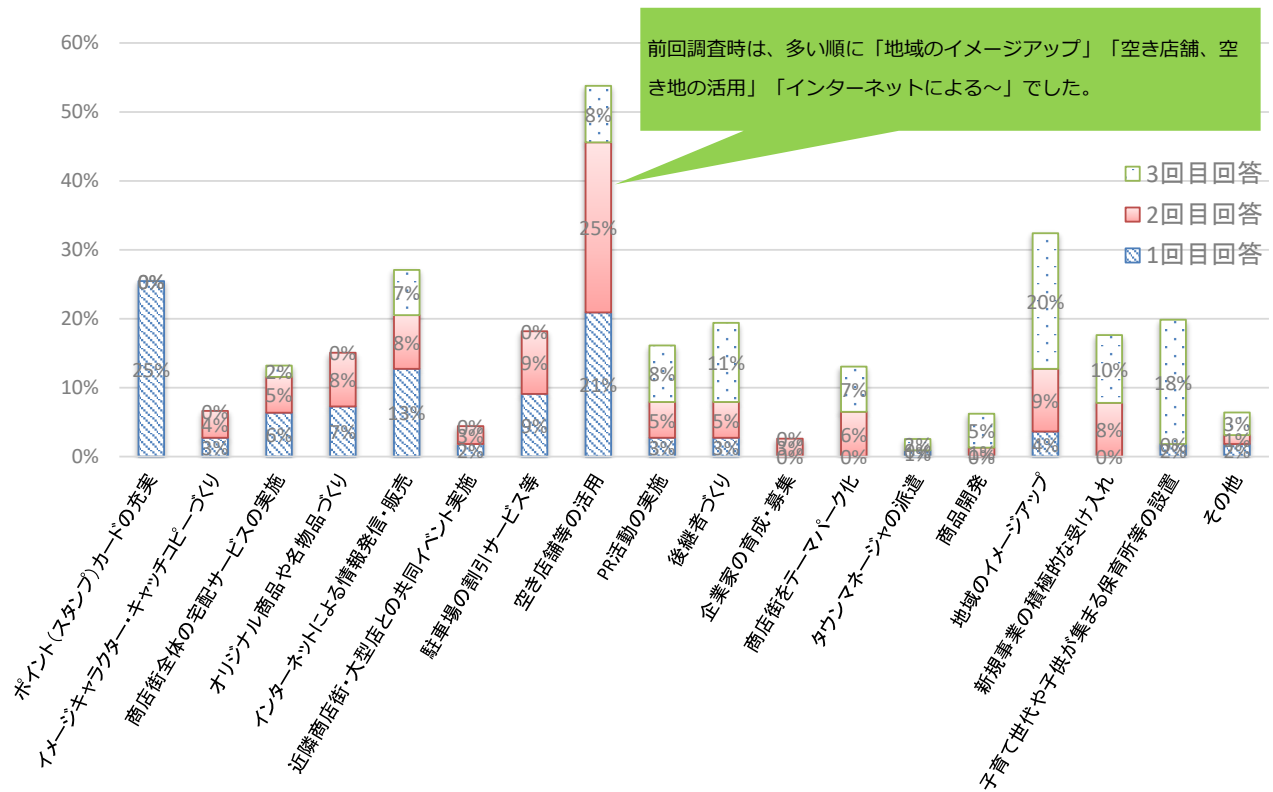
Q16.事業所(お店)の今後の経営について(3つまで回答、n=198(=125+48+25))



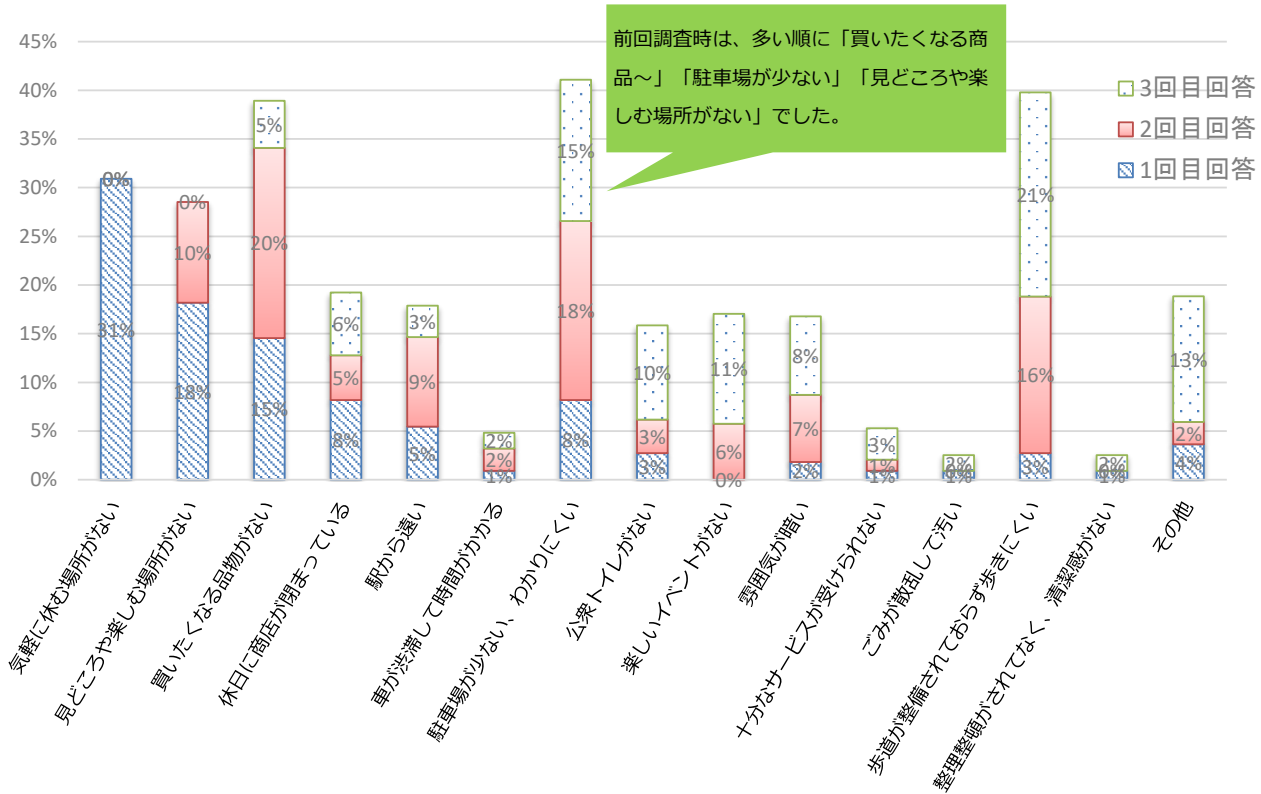
Q17.あなたの事業所（お店）を活性化するためにはどのようなことに取り組む必要があるか
(3つまで回答、n=250(=110+80+60))



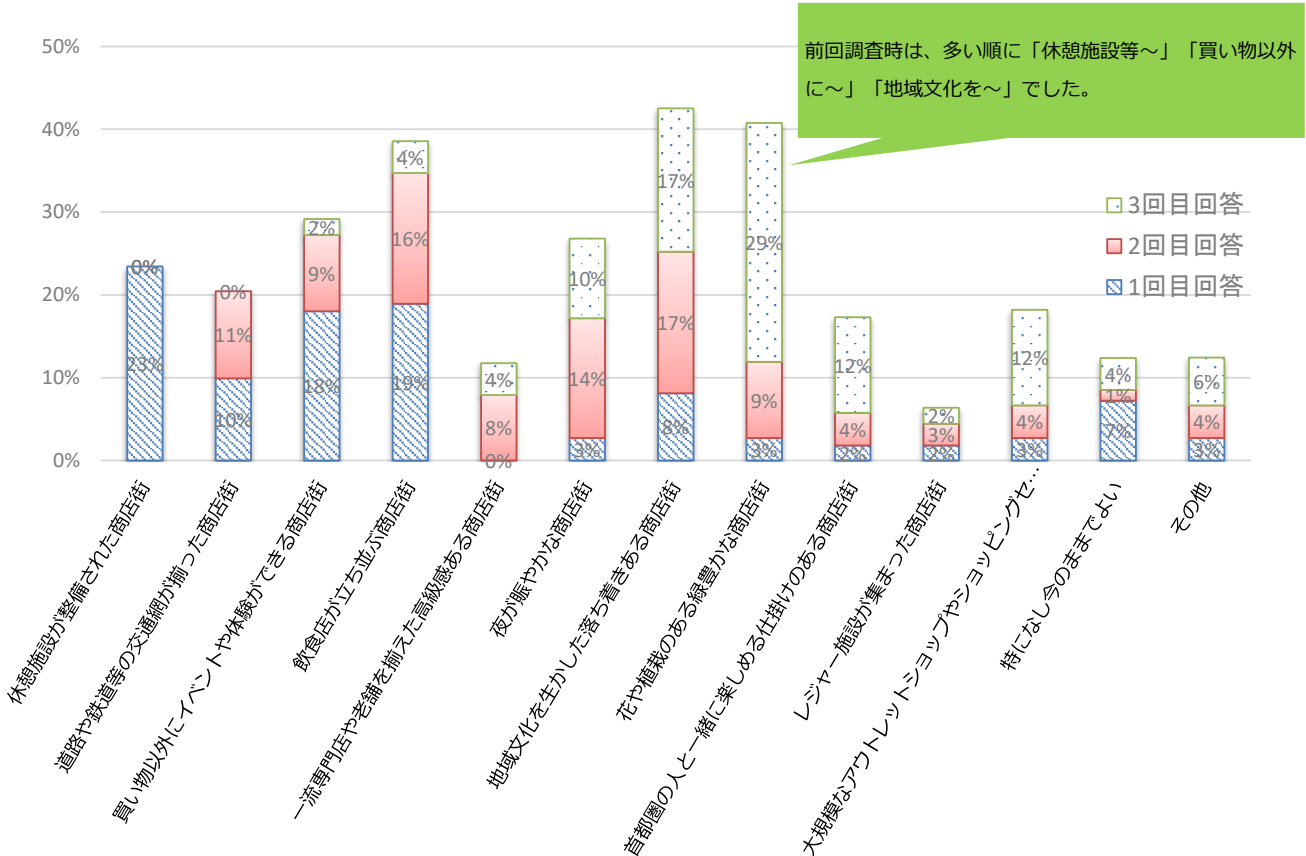
Q18.商店街活性化のための施策について (3つまで回答、n=248(=110+77+61))



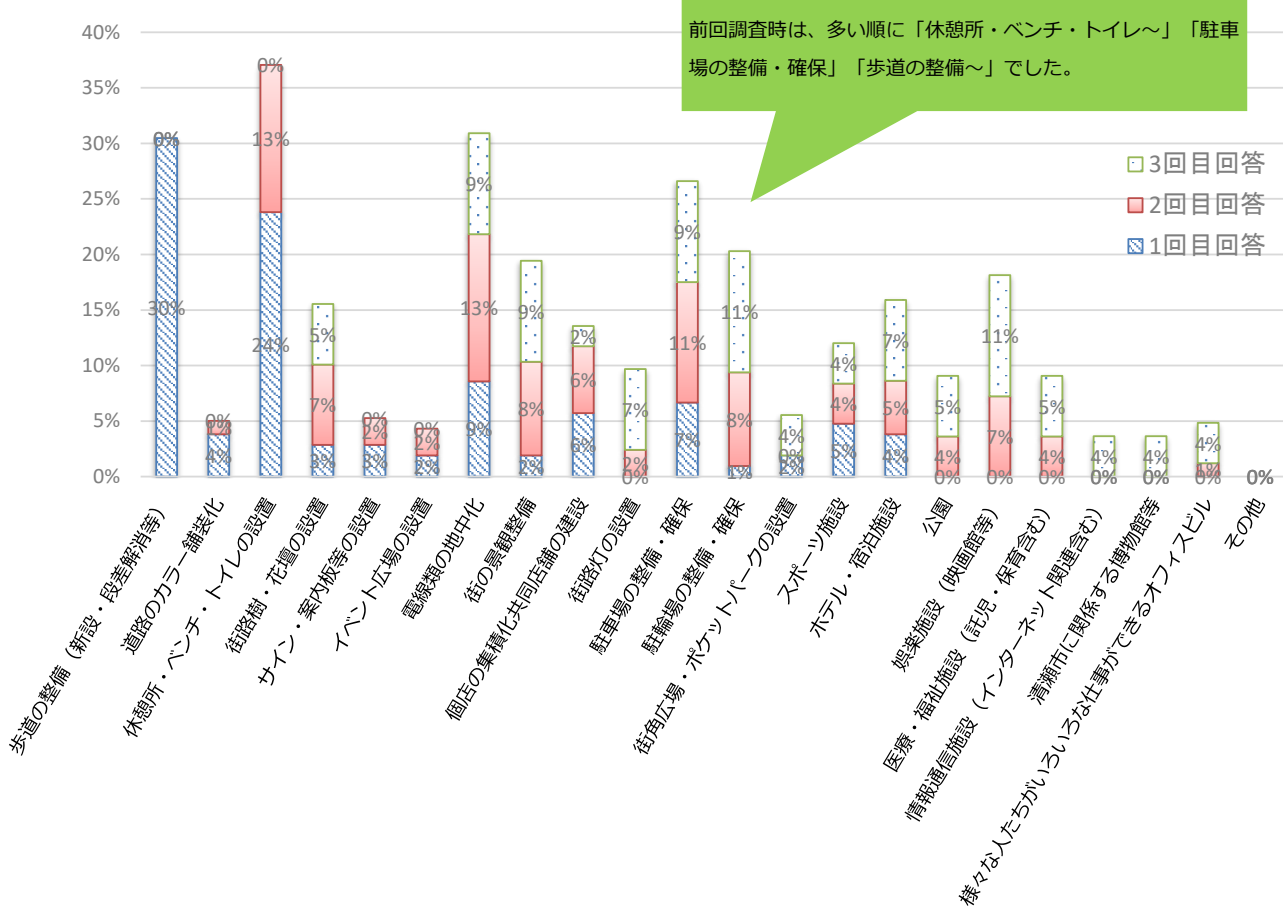
Q19.客の立場で考える商店街の不足・不満（3つまで回答、n=259(=110+87+62))



Q20.将来、商店街がどのようなになったらいいか（3つまで回答、n=239(=111+76+52))



Q21.商店街にあればよいと思う施設（3つまで回答、n=243(=105+83+55))



Q22.商店街の活性化および商工振興等について【参考】

（複数要素抽出、n=24）

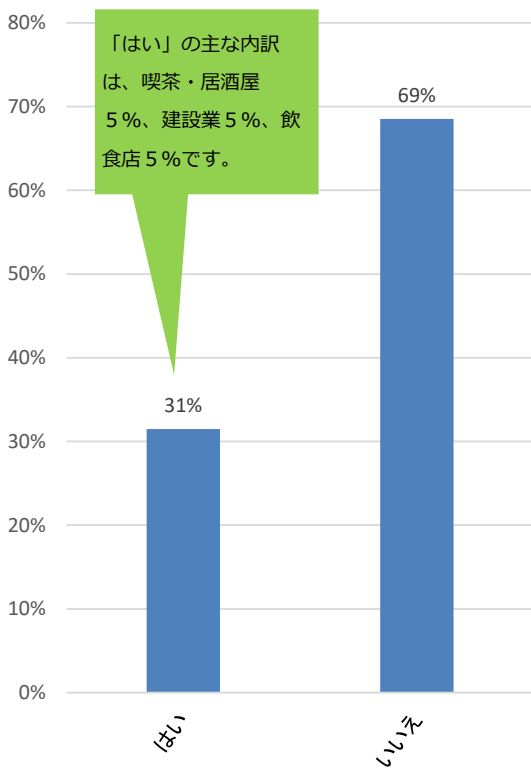
- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 借りやすい店舗にして創業者を創業者を募るべき | 5 件 |
| (2) イベント等の実施をすべき | 3 件 |
| (3) 高齢者にやさしい街にするべき | 3 件 |
| (4) 生鮮品の店を増やすべき | 1 件 |
| (5) 若者が集まる街にするべき | 1 件 |
| (6) 様々な業種の店を集めるべき | 1 件 |
| (7) 全面禁煙化にすべき | 1 件 |
| (8) 道路・電柱の整備をすべき | 1 件 |
| (9) 駐車場の増設 | 1 件 |
| (10) PRにスマホ等活用すべき | 1 件 |
| (11) その他 | 1 件 |

Q23.事業者の観点に立った清瀬の良さと、事業を通じてどのような街にしていきたいか。【参考】

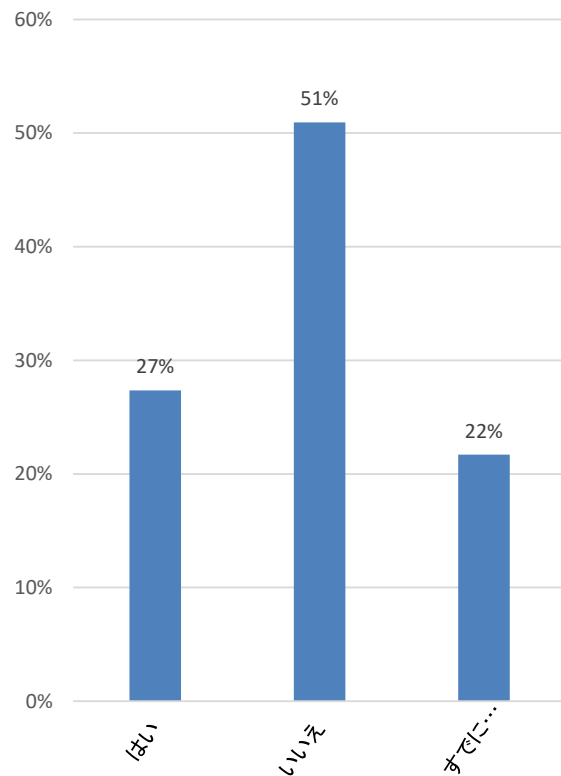
（複数要素抽出、n=32）

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 高齢者等にやさしい街 | 5 件 |
| (2) 若い世代が住める街 | 3 件 |
| (3) 農業がある街 | 3 件 |
| (4) 子供にやさしい街 | 5 件 |
| (5) 自然の豊かな街 | 3 件 |
| (6) 都心からの立地の良さをもっとPRするべき | 1 件 |
| (7) その他 | 0 件 |

Q24.あなたの事業所では人手不足ですか(n=108)



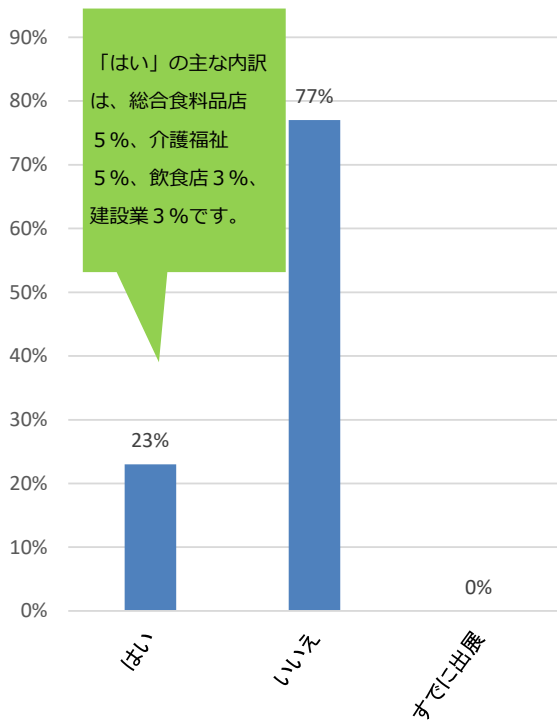
Q25.事業所（お店）の近隣に住む市民を時短で雇用したいと思いますか。（n=106）



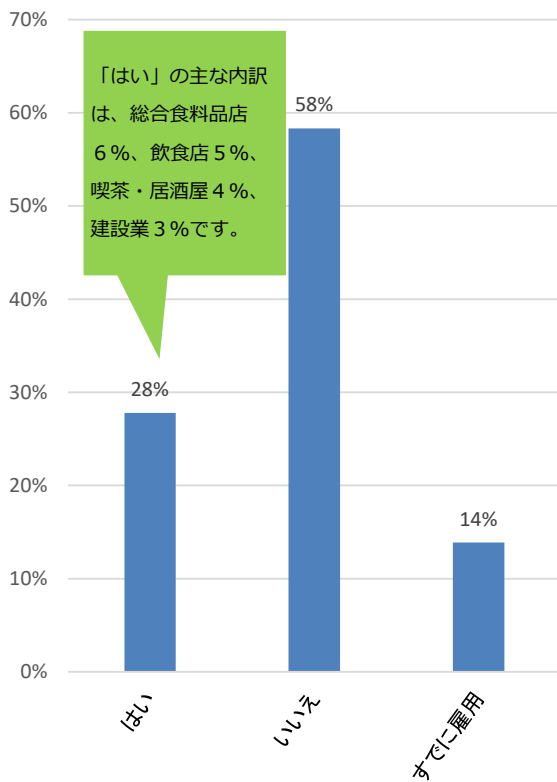
Q26.あなたの事業所（お店）の人材不測の解消等のために市やハローワーク等に求めるものは何ですか。（n=12）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 情報交換の機会を増やすべき | 3 件 |
| (2) イベント等で求職者とマッチングする機会が欲しい | 1 件 |
| (3) その他 | 8 件 |

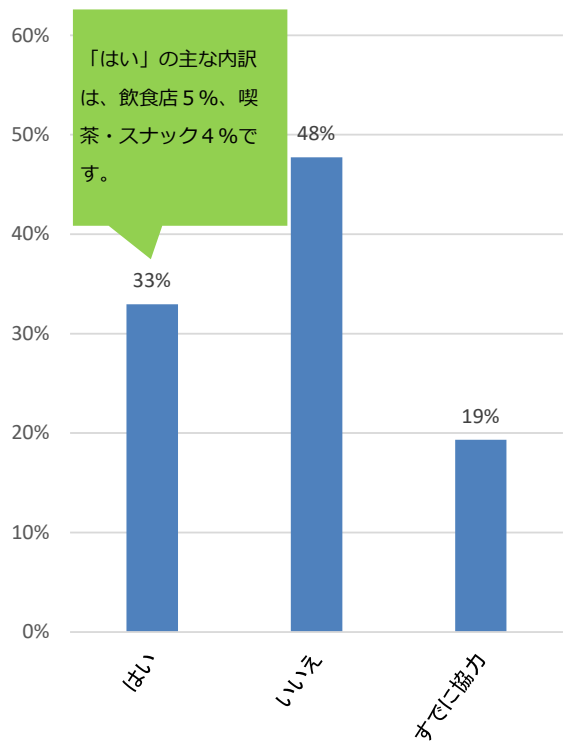
Q27.あなたの事業所（お店）の人材不足解消のため、市やハローワークが主催する就職関連イベントに出展したいと思いますか（n=100）



Q28.シニアや子育て世代の労働力の活用のために、時短勤務で雇用したいと思いますか（n=108）



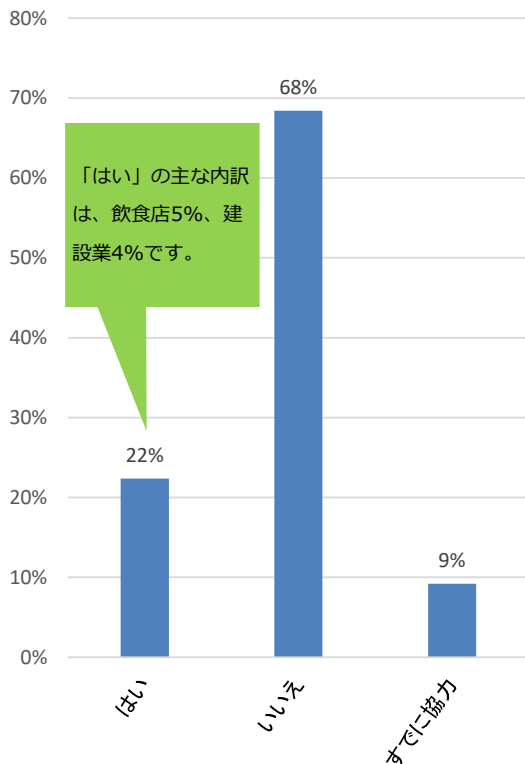
Q29.事業所（お店）のPRのために広告やクーポン等で市の観光事業（ひまわりフェスティバル等）に協力したいと思いますか(n=88)



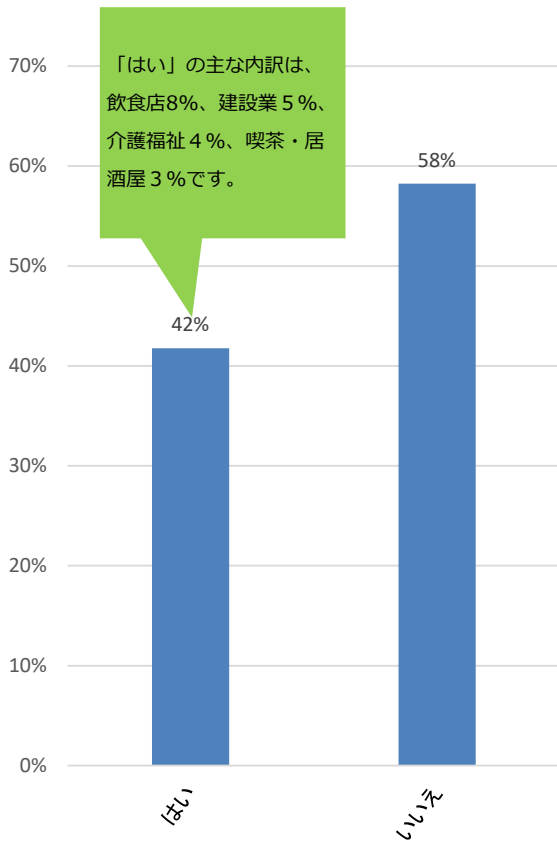
【「はい」のうち、具体的には(n=17)】

広告掲載等	2件
商工会女性部の活動で	2件
市民生活便利帳	2件
割引、クーポン	2件
販売を通じて	2件
その他	7件

Q30.市内で創業を検討している方に対し、イベント・セミナー等でノウハウや助言のご協力をいただけますか(n=76)

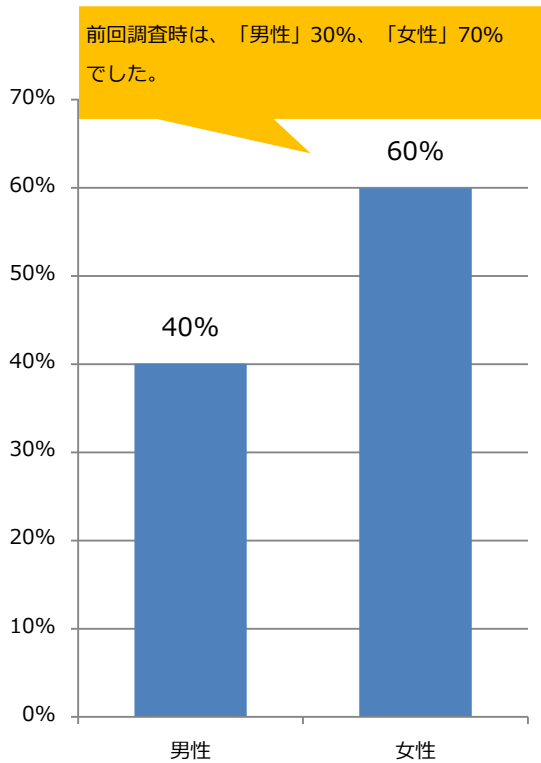


Q31. 今後、あなたの事業を廃業する場合、条件の合う範囲で希望者に事業承継したいと
思いますか (n=91)

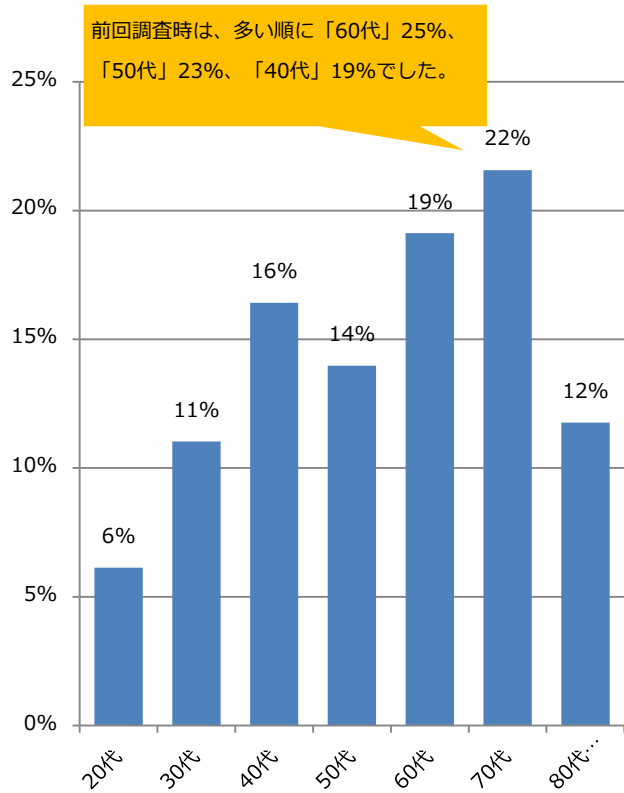


(3) 清瀬市消費者意向調査票（アンケート）調査結果

Q1.性別について(n=408)

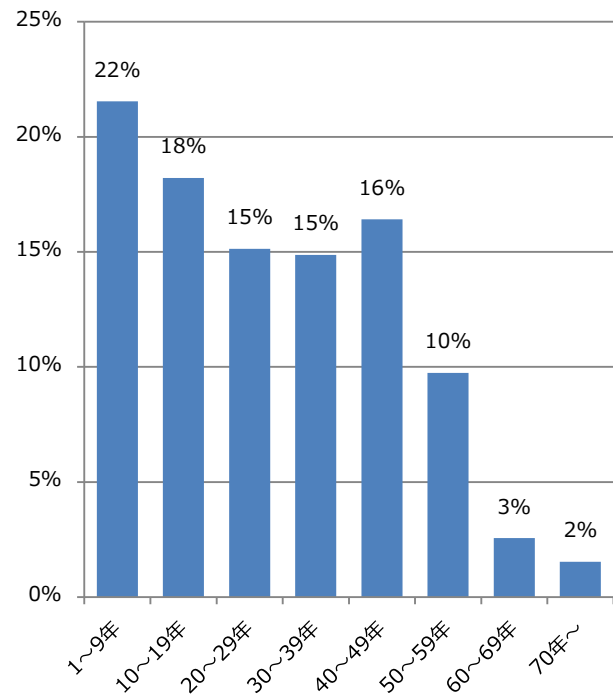


Q2-1.年齢について(n=408)

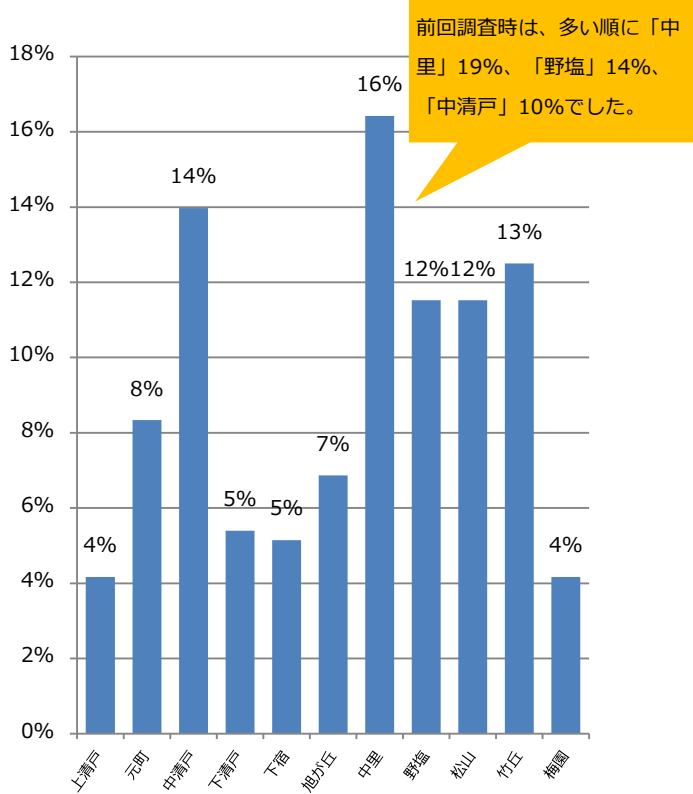


Q2-2.居住年数

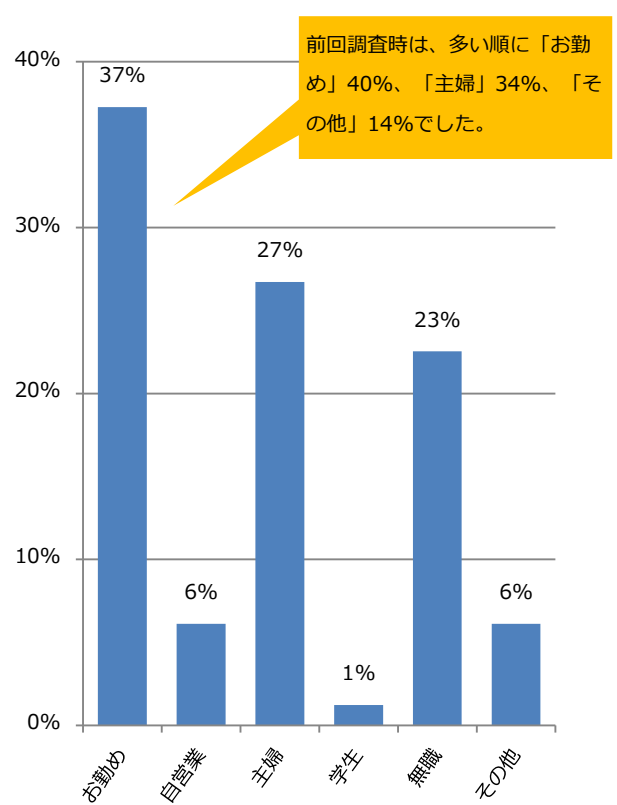
(1) 有効回答数	390 件
(2) 有効回答年数合計	10,498 年
(3) 平均年数	26.92 年
(4) 最長年数	76 年
(5) 最短年数	1 年
(6) 最多年数帯	1～9 年代



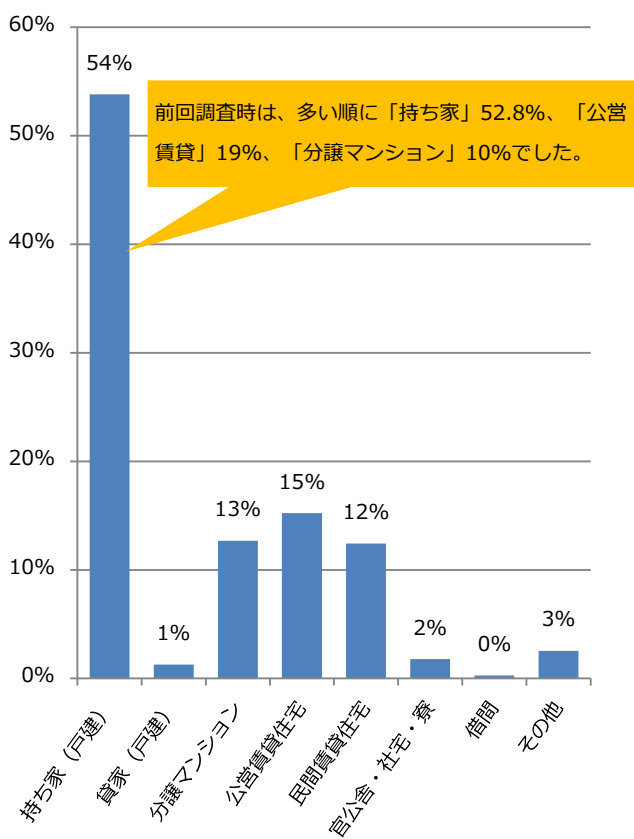
Q3.居住地について(n=408)



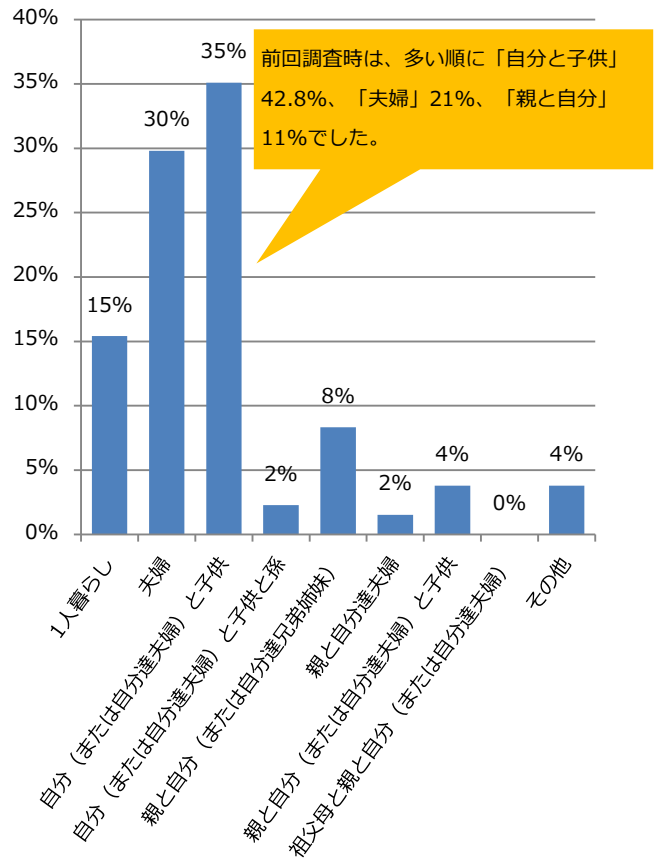
Q4.職業について(n=408)



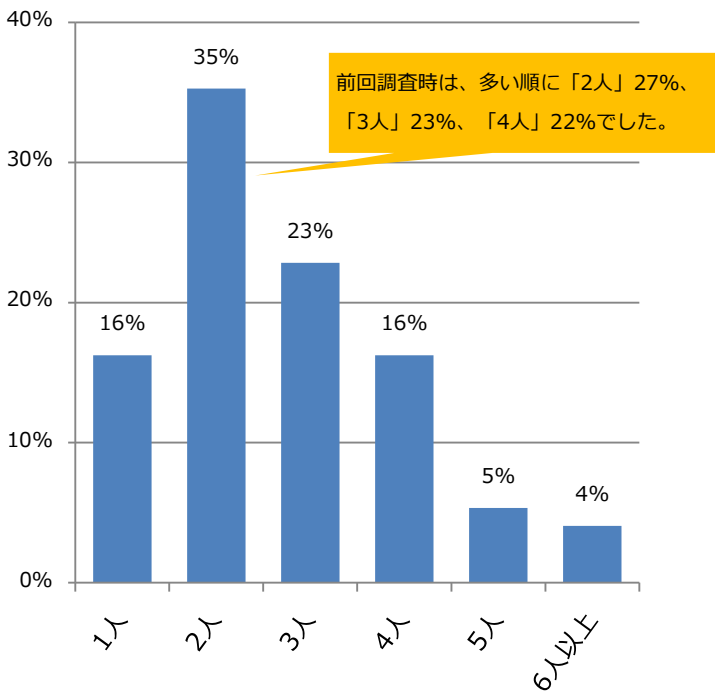
Q5.住居形態について(n=394)



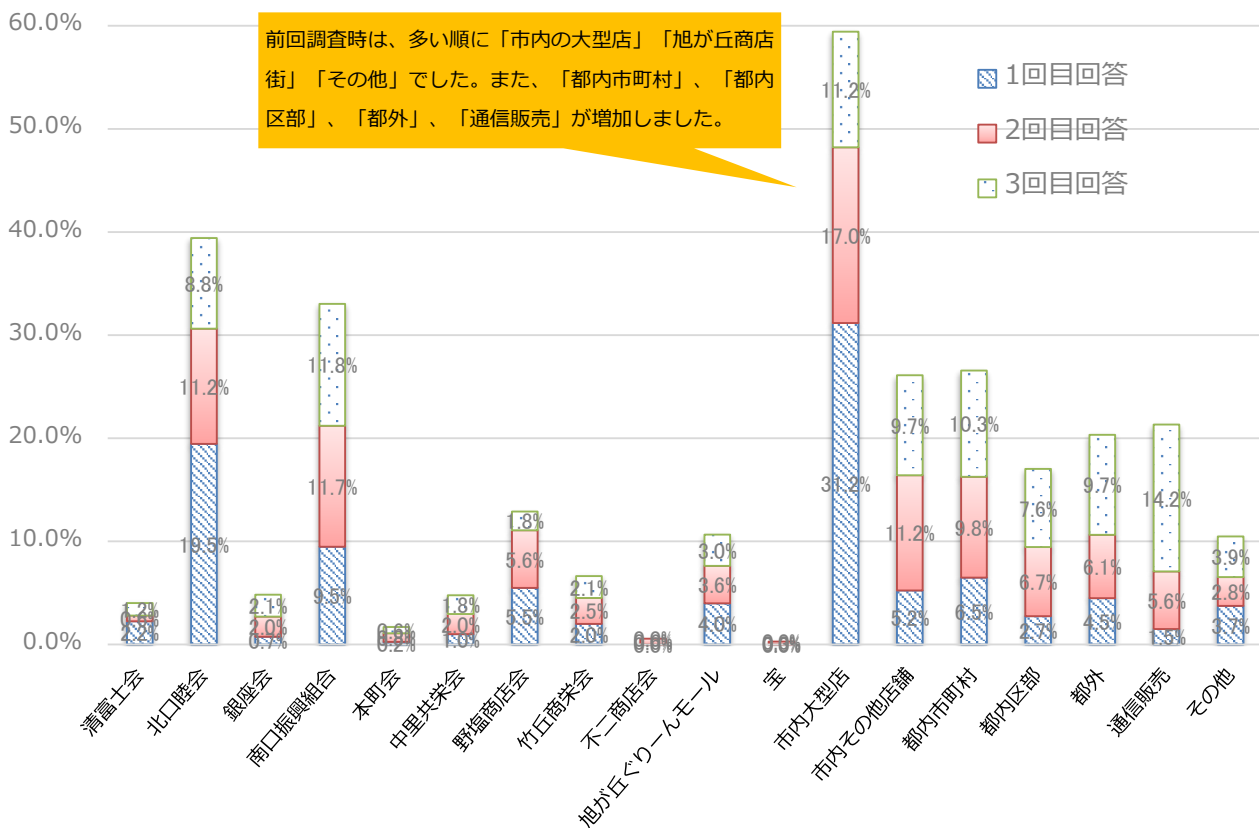
Q6.世帯構成について(n=396)



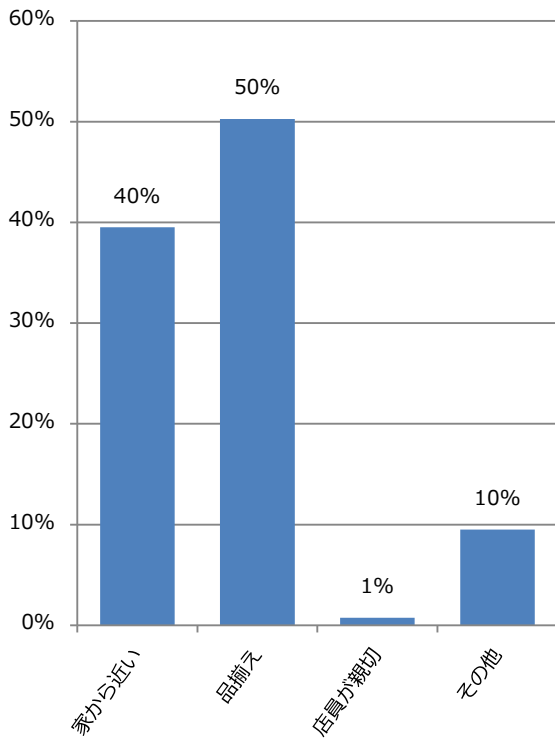
Q7.同居家族の人数(n=394)



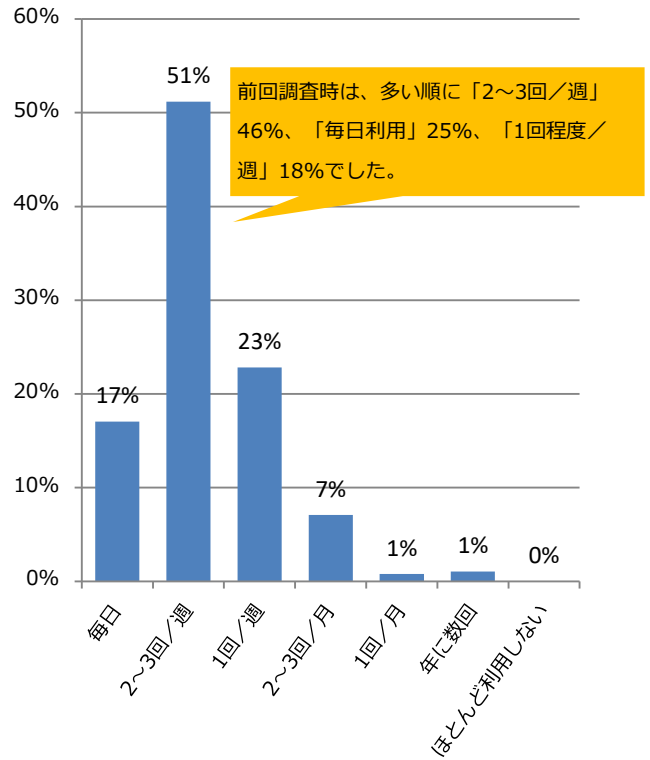
Q8.よく買い物をする場所 (n=1,089、3回まで回答)



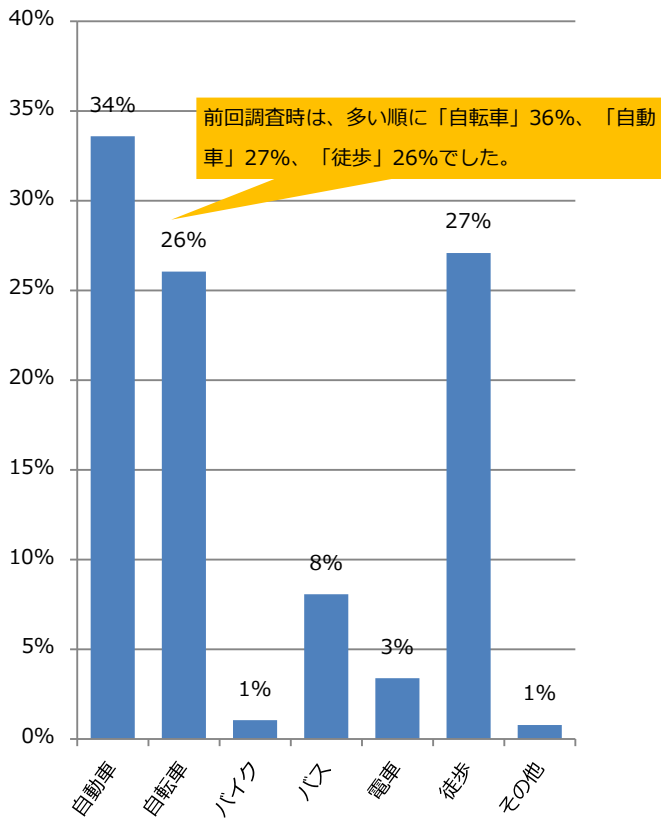
Q9.Q8で回答した場所へ行く理由(n=400)



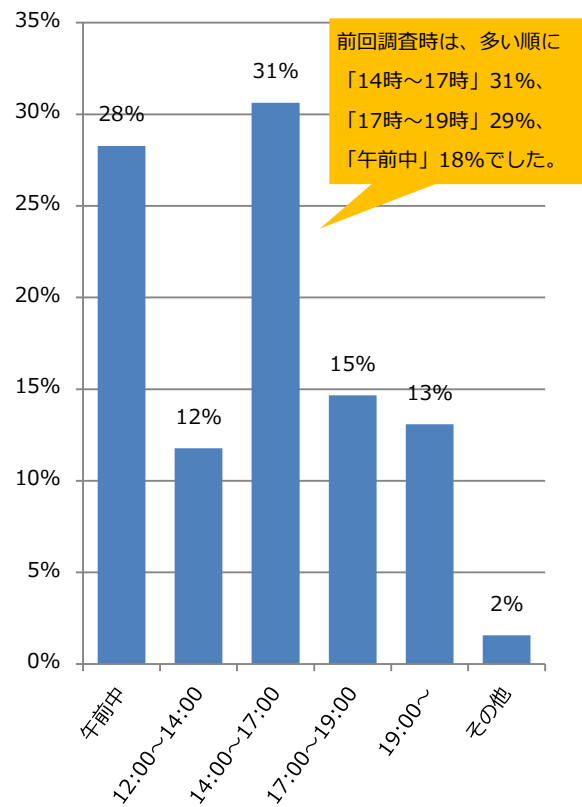
Q10.Q8で回答した場所へ行く頻度(n=381)



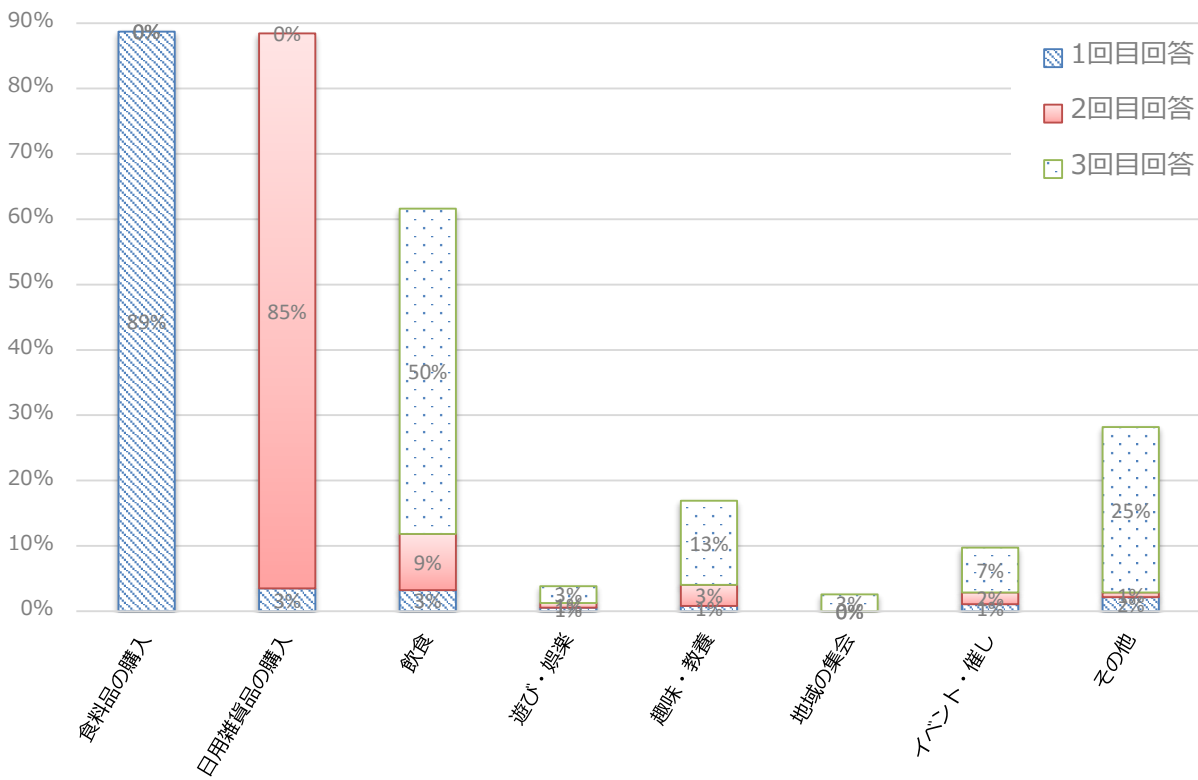
Q11.Q8で回答した場所へ行く手段(n=384)



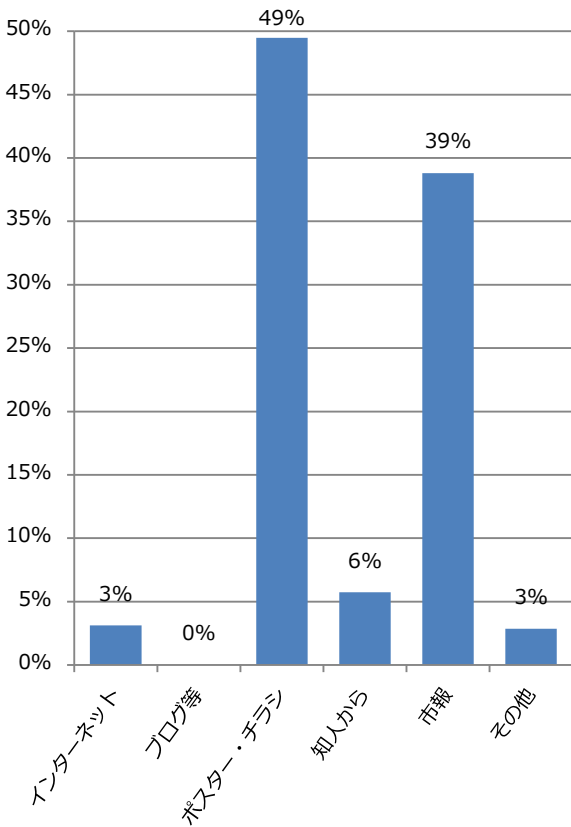
Q12.Q8で回答した場所へ行く時間帯(n=382)



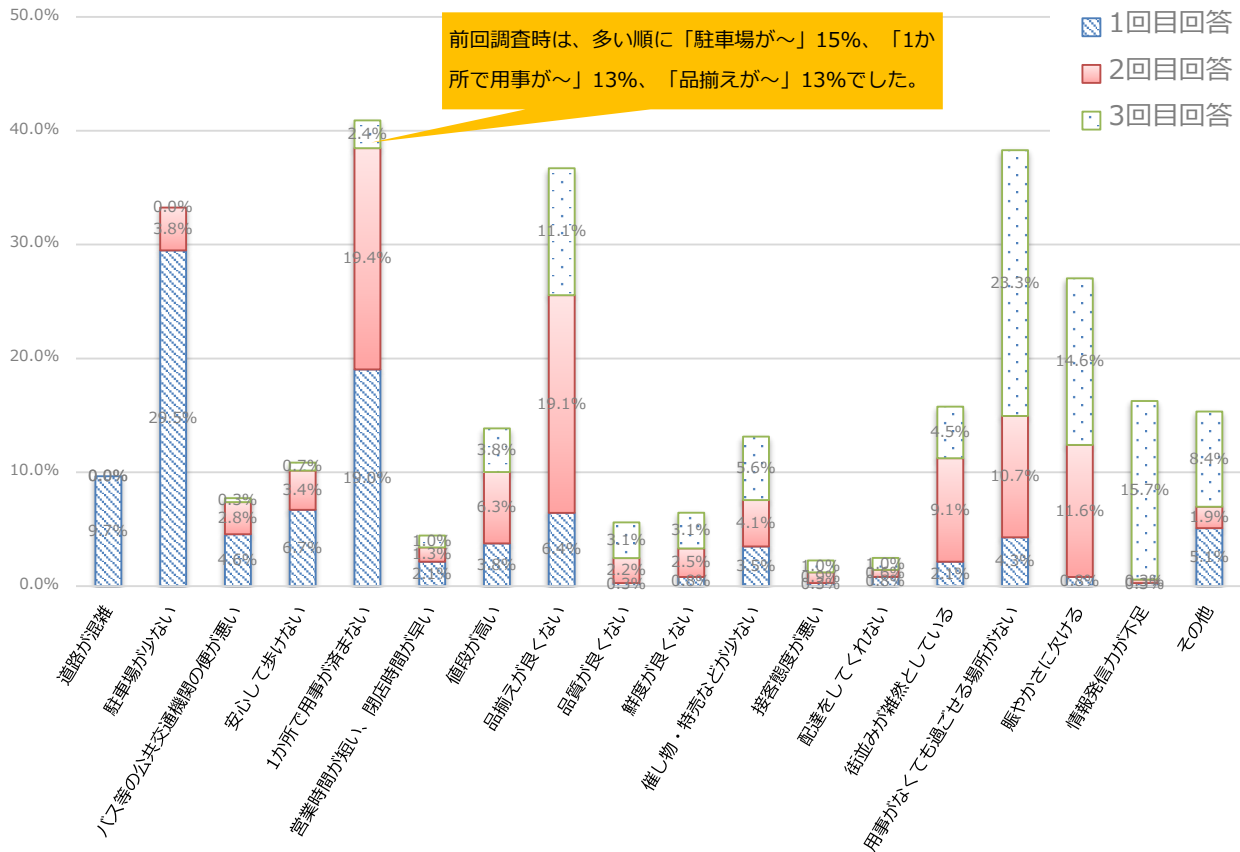
Q13.商店街へ行く目的 (n=884、3回まで回答)



Q14.市内イベント情報の入手手段(n=384)



Q15.商店街に不便・不満を感じていること (n=979、3回まで回答)

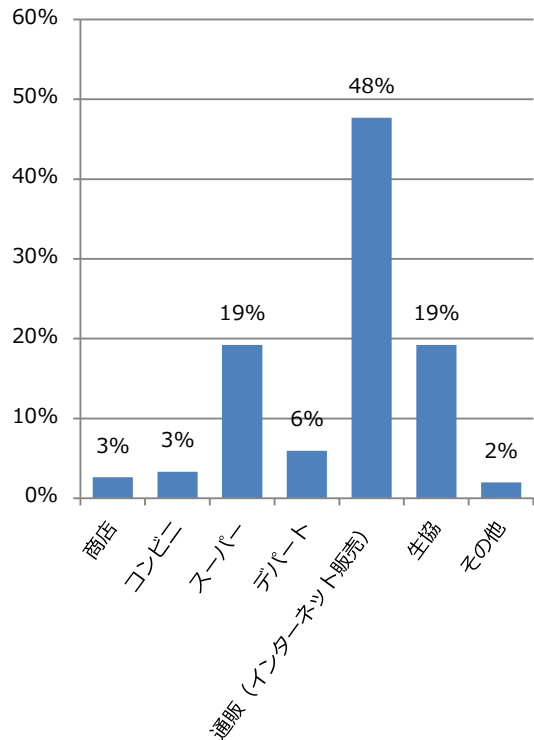


Q16.配達を利用するときにはどんな場合か (自由記述)

《主な意見》 (n=80)

重いものを買うとき	32件
仕事で遅い、時間がない	7件
荷物が大きいとき	6件
子供が小さいため	6件
ほしいものが近くに売ってない、配送無料 など	

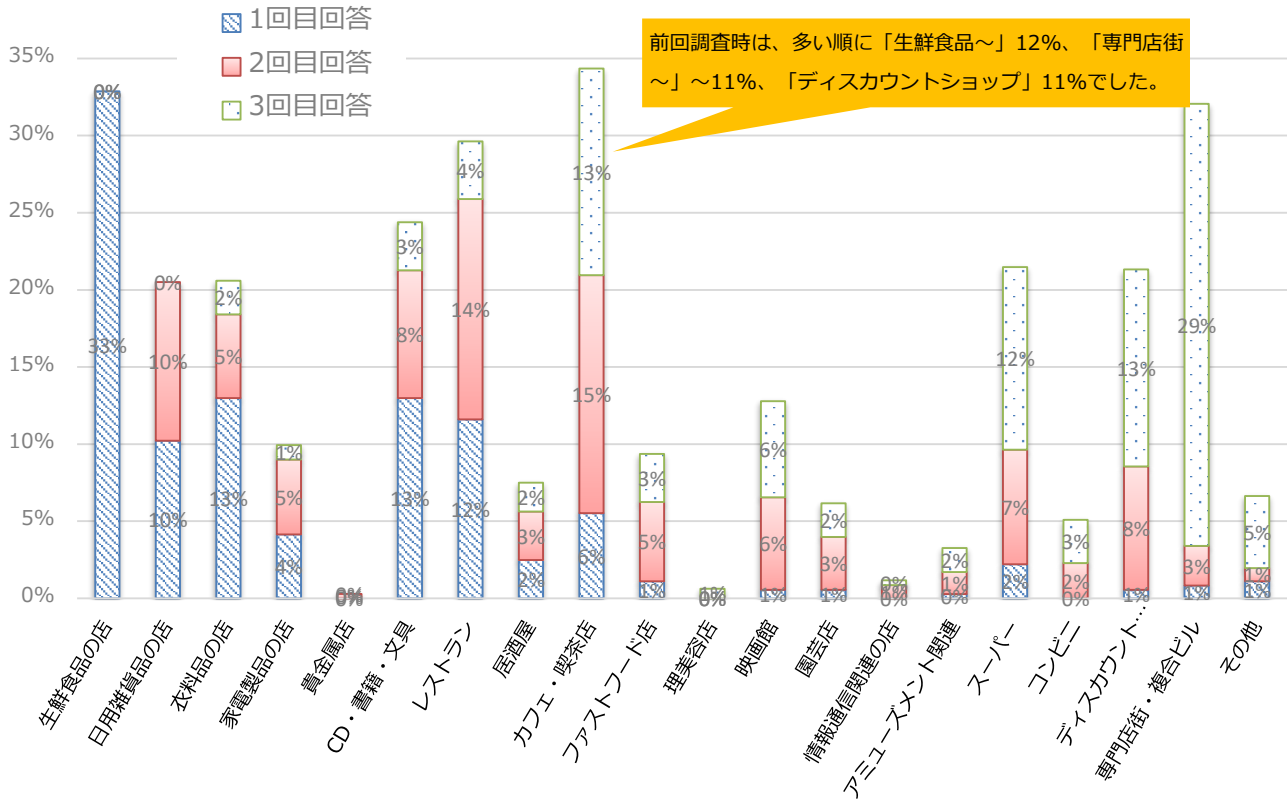
Q17.配達を受けている先(n=151)



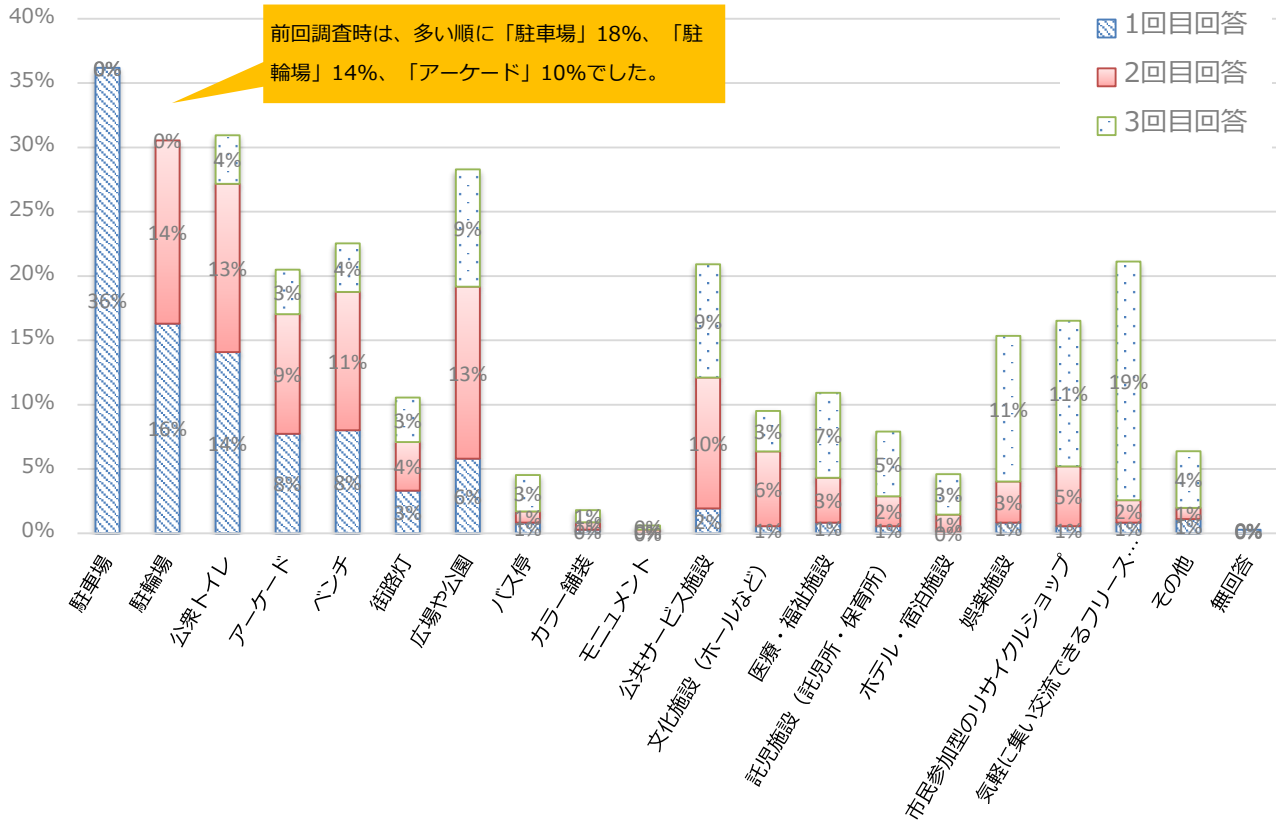
Q18.配達に際しての妥当な料金

(1) 有効回答数	248件
(2) 有効回答料金合計	135,610円
(3) 平均料金	546.81円
(4) 最高料金	7,000円
(5) 最低料金	0円
(6) 最多回答料金	300円 (63件)
(7) (6)の次点	200円 (41件)

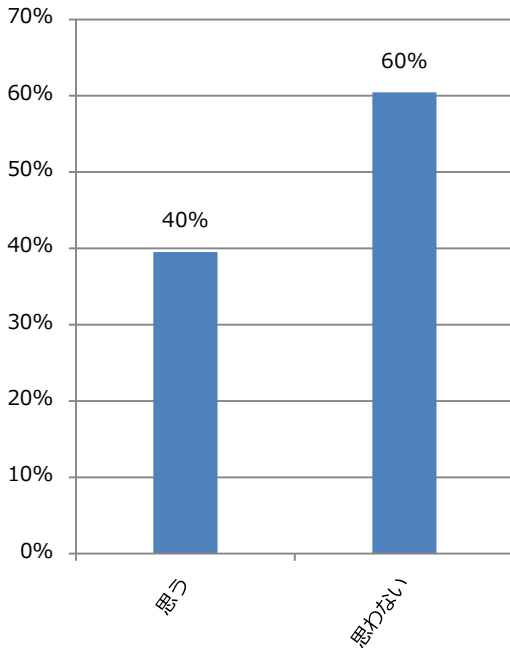
Q19.商店街にあればよいと思うお店 (n=1,033、3回まで回答)



Q20.商店街にあればよいと思う施設 (n=1,024、3回まで回答)



Q21.ライフスタイルの変化に伴い、職場退職後に
市内の事業所で働きたいと思うか(n=301)



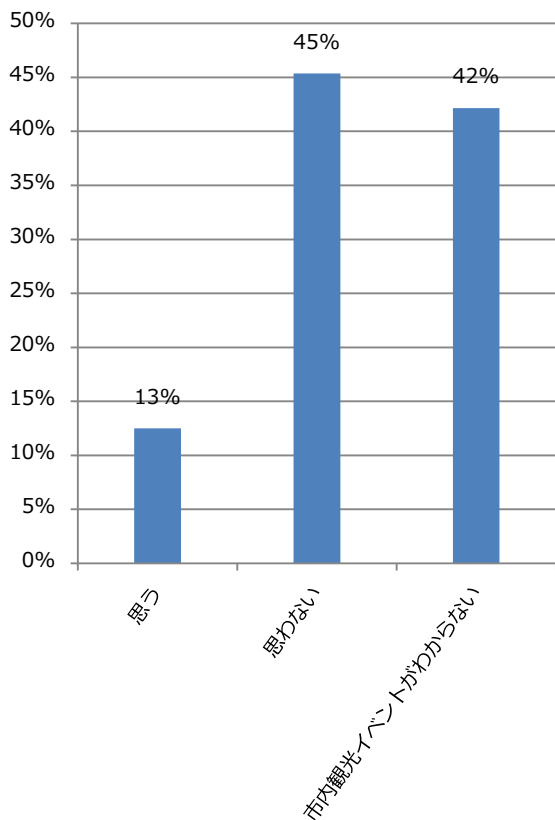
(1) 「思う」と回答した中で、具体的な業種の主なもの

介護・福祉関係	11 (介護5、福祉6) 件
保育関係	9 件
サービス業	8 件
飲食業	5 件
教育業	5 件
一般事務	4 件
医療関係	4 件

(2) 「思わない」と回答した主な理由

高齢のため	25 件
働きたい業種がない	15 件
自宅と職場が近いのは嫌だ	14 件
健康上の理由	6 件
賃金の面 (安い)	5 件

Q22.市内観光イベントにボランティアで協力
したいと思うか(n=344)



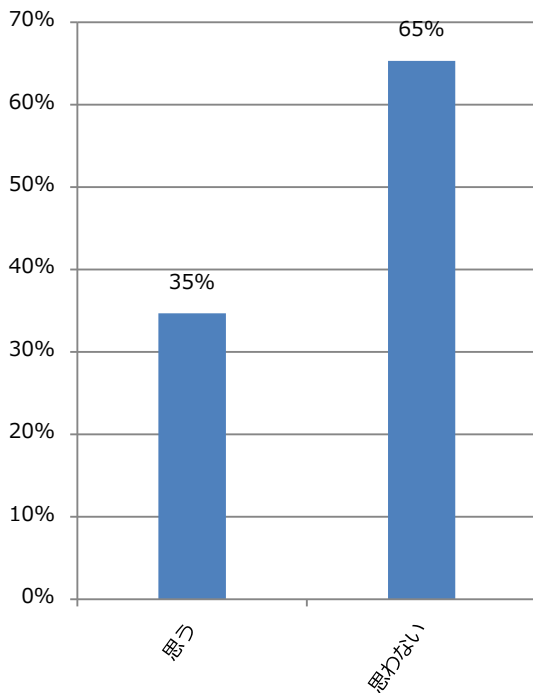
(1) 「思う」と回答し、コメントのあった件数

28 件

(2) 「思う」と回答した中で、主なもの

掃除・美化活動	4 件
外国人対応 (通訳・案内)	3 件
教育・文化	5 件
高齢者への補助	3 件
市民まつり	2 件

Q23.市内創業者に対し、市民の立場で支援協力
したいと思うか(n=294)



(1) 「思う」と回答し、コメントのあった件数

68 件

(2) 「思う」と回答し、コメントのあった中で主なもの

創業店舗での買い物・利用等	36 件
情報発信（口コミ・ネット等）	8 件
資金・金銭的援助	4 件
情報発信以外の手伝い等	3 件

Q24.商工業活性化へのご意見

(1) ご意見の総数 106 件

(2) 項目別（複数テーマ抽出で計算）

商工業関連	32 件
市の街区・施設関連	21 件
商店街関連	20 件
農業関連	8 件
大型店の誘致	7 件
子供関連	3 件
その他	26 件

Q25.清瀬市の良さとこれからの清瀬について

(1) ご意見の総数 225 件

(2) 項目別（複数テーマ抽出で計算）

商工業関連	7 件
市の街区・施設関連	73 件
商店街関連	23 件
農業関連	54 件
大型店の誘致	23 件
子供関連	23 件
その他	66 件

第3章 清瀬市商工振興計画の実現に向けて

1. 清瀬市商工業振興の実現に向けた課題

(1) 商業

清瀬市商業振興の推進に向けては、小売と卸売で販売業態が大きく異なることをふまえた施策展開が必要です。

小売業については、清瀬市内では昔ながらの個人商店が多い傾向にあります。個人商店はチェーン系の販売店と違い、売り場面積が小さく、価格訴求に強くない傾向にあります。長い間地域に密着した販売を行っており、コミュニティの柱のとしての役割も担っています。

そのため、今後の方向としては、既存大型店やスーパーとは違った販売戦略をもとに営業活動を行う必要があることや、計画的に後継者育成を行いつつ、引き続き地域コミュニティを担う主体として支援するような施策を打つ必要があります。

一方、卸売業は、中小企業白書や経済センサスによると、全国的に事業所数が減少傾向にあります。その理由としては、企業間電子商取引等 IT 化の発達や、人口減や少子高齢化による国内の商圈の縮小等が挙げられます。清瀬市内では、飲食料品卸売業・機械器具卸売業・建築材料卸売業等が比較的多数の業種になりますが、そのような業種に景気動向や経済トレンドを踏まえた施策を実施して、商業振興を図る必要があります。

(2) 工業

清瀬市工業の振興については、統計データに基づく情報が主で、現状で工業事業者のニーズを把握できていない面があります。したがって、今後、行政等が行う調査によって、より詳細な実態把握をする必要があるとともに、事業性・公益性の高い施策を展開する必要があります。

(3) その他

清瀬市の特徴として、商業・工業以外の業種で医療・福祉、教育・学習支援業があります。

医療・福祉業については、清瀬市にはかつて多くの結核療養所があり、療養の街として全国に知られていました。第二次大戦後結核患者が激減し、結果療養所は診療科目を増やして、市民に開かれた病院に生まれ変わりました。また、各療養所の敷地の

一部が転用され、数多くの福祉施設が集積しました。商工業と同様に事業拡大、産業振興を図っていくことは容易ではありませんが、行政は側面支援を行うことにより、市内商工業者との共同事業や、マッチングなどで取引拡大に向けた働きかけを行う必要があります。

教育・学習支援事業については、清瀬市として「子育てしやすいまち」を目指していることから、こどもに対して、良質な教育メニューを供給する事業者を支援していく必要があります。そのため、少子高齢化や教育メニューの多様化、さらには教育現場の人手不足など、業界全体の動向を注視しつつ、施策展開を行うことが必要となります。

2. 重点施策の内容

施策1. 商店街の振興

商店街は、日々の市民の暮らしを支える商業集積地であり、買い物やサービス等を通じて地域住民とお店が気軽に会話することのできる一種のコミュニティとしても重要な役割があります。しかし、インターネット販売の普及や郊外型の大規模店舗の出店の影響等により、いわゆる「シャッター通り」となってしまう商店街も増えており、治安の悪化の懸念もあります。

そのような状況のもと、清瀬市では下記の商店街対策施策を通じて振興を図っていくこととします。

(1) 商店街事業

清瀬市商店街チャレンジ戦略支援事業等で商店街が主体となり、市内外の顧客にアピールする支援を行います。商店街が各自で行うイベント事業(夏祭りや売り出し等)は、各商店街の個性を際立たせるだけでなく、商店街内外の来街者を巻き込んで、地域コミュニティの形成の役割も果たしています。清瀬市では、それら独自の特徴を持った商店街の振興のために、各種支援を行います。



清瀬市内では、各商店街が独自の個性をもった事業を主体的に実施し、地域の活性化やコミュニティの形成に大きく貢献しています。市はそれらの商店街事業を支援していきます。

(2) 街路灯の維持・管理補助

各商店街が街区内に設置している街路灯は、街区内の店舗や道路を照らすだけでなく、公共の秩序を維持し、防犯の役目も果たしています。市としては、このような商店街で街路灯を維持・管理等をする商店街等の活動を支援することで、市内の治安や防犯体制の維持を図ります。



街路灯は防犯や交通等で大きな役割を果たしており、商店街ごとに異なるデザインとなっています。

(3) 商店街内の新店舗の誘致・創業支援

商店街は、学校や団地・住宅地等に隣接している場合が多く、朝や夕方など性別年代を問わず、多くの人通りがあります。住民の事情や、大型店が近くにないために訪れることができない市民にとっては、商店街の小売店（特に生鮮三品、生活用品）が主要な生活必需品の購入先となるため、生活の基盤を維持するためにも商店街の支援を図っていきます。

また、商店街内のテナントに関するいわゆる「空き店舗情報」等を効果的に発信していくことで、店舗の誘致や新規創業者の誘因を促し、来街者に対して個店の魅力発信をする商店街を支援していきます。

（４）商店街の加入促進

これまで見てきた通り、商店街には会員の店舗がただ集まって経済活動を行っているだけでなく、防犯カメラ、街路灯、舗装された道路、放送機器、ホームページ、夏祭りや売り出しのイベントなど、有形無形問わず多くの共有資源が集積している場所でもあり、その維持には多額の費用がかかります。もし、商店街が解散となれば、残された事業者や店舗は、より小さな団体として事業を継続していかざるを得ず、よほど収益性が高くなければ、事業活動の継続は難しいでしょう。

商店街の加入によって、一定のコストが発生するものの、自治体等からの様々な支援や有益な情報提供が受けられるだけでなく、ホームページ等を通じて自店舗の魅力を発信できることから、新たに商店街に出店する事業者や創業された事業者に対して商店街加入のメリットを伝えていきます。

（５）来街者と商店街の交流支援

ターゲットとしての来街者の特徴を捉えることで、商店街の魅力発信の方針を明確にし、量販店やチェーン店にはない、いわゆるオンリーワンの商品・サービスを販売する複数の個店が協働して、近隣住民だけでなく、市外遠方から来店する客を引き寄せ、商店街の単位で相乗効果を挙げることができるよう取組を支援していきます。

また、商店街が主体的に実施する事業（例：まちバル、100円商店街、まちゼミ等）によって、近隣住民と商店街が商売以外の事業で市民とのつながりを深めていき、気軽に交流することのできるコミュニティとしての商店街を形成することができるよう取組を支援していきます。



商店街の維持発展のためには、地域住民の方だけでなく、新規来街者の存在も欠かせません。来街者への情報発信等の取組の必要性は、今後ますます重要となるでしょう。

施策2. 市内中小企業の振興

清瀬市内の中小企業の動向については、インターネットによる仕入・販売等が発達した現在においても、主に市内および近隣エリアからの商取引で収益を得ているものと推定されます。

また、市内には高い技術やノウハウ等を持った製造・土木・建設・サービス業等が点在しています。それらの企業や事業の価値を市内外に広めることで、業績拡大を促し、清瀬市の中小企業振興・商工振興に寄与するために、下記の施策を展開します。

(1) 新製品開発支援

市内の製造業だけでなく、小売・卸売業、サービス業等も含めて、幅広い業種の事業に係る新製品開発（IoT、ICT に関するもの含む）に清瀬市として関わっていくことで、中小企業のものづくり基盤技術の発展や、新事業の創出および雇用の増加、ビジネスマッチングによる取引拡大等を側面支援し、清瀬市内製造業の活性化につなげます。

(2) 販路開拓・見本市等出展支援

清瀬市内で製造業等を営む事業者について、市内外の市場をターゲットとした事業展開に対し、関係各機関と協力しながら支援を行います。

(3) 創業支援

企業のライフステージに合わせた、自治体による支援の一環で、起業・創業に関して興味のある方（市内在住問わず）や創業希望者に対して、各関係機関と協働した、市内空き店舗を対象としたチャレンジショップ事業や、起業に関する基礎知識の取得を目的としたセミナーの開催を通して創業を支援します。

また、産業競争力強化法に基づく特定創業支援計画を策定し、平成28年（2016年）に国より認定を受けました。この計画に基づいて新規創業を予定される事業者に対し、幅広い支援を継続していきます。

(4) 事業承継支援

企業のライフステージに合わせた、自治体による支援の一環で、事業承継に係る一連の業務（事業計画策定、後継者の決定・教育、承継・支援体制構築、承継の実行）に関する情報提供を行い、有効かつ計画的な事業承継の支援を各機関と協働して行います。

(5) 小口融資事業資金融資制度の拡充

清瀬市では従前より、市内に在住している事業者に対し、東京信用保証協会や取扱金融機関と協働して、低利で融資のあっせんを行っていますが、事業者にとって活用しやすい制度融資（商店街加入補助、商工会加入補助等）となるよう、制度の改善を図ります。

(6) 清瀬市まちづくり応援寄付金（ふるさと納税）を通じた市内中小事業者の支援

清瀬市まちづくり応援寄付金（ふるさと納税）制度を通じて、清瀬市内で生産、加工、販売等をされ、清瀬市の魅力を訴求できる商品やサービス等については、公募および審査を通じてふるさと納税に対する返礼品として認定を得ることができます。認定によって、市のホームページ等でふるさと納税の返礼品として全国の寄付者に商品の魅力をPRします。



清瀬市まちづくり応援寄付金返礼品の一部。清瀬市内で生産されているもので、清瀬市の魅力やPRの発信に資するものとして大きく貢献しています。

(7) 広域的なヒト・モノ・カネ・サービス等に関するビジネスチャンスを活かした商工振興

今後、清瀬市周辺で大規模店舗やテーマパーク等の立地が予定され、ヒト・モノ・カネ・サービス等の流れが大きく変化する可能性があります。関連する中小企業者、商店街、個店の経営環境はより厳しくなり、地域住民への影響も懸念されます。しかし、これを好機としてとらえようとする事業者に対し、関係機関と協力して、新たなビジネスチャンスとしていくための調査・検討・支援を行っていきます。

(8) 生産性向上に資する先端設備導入計画の認定

清瀬市は、平成30年(2018年)7月に国より生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の同意を得ました。清瀬市内に先端設備を導入する計画があり、労働生産性向上に取り組む中小企業者等を、国・認定経営革新等支援機関・清瀬市が一体となって後押しします。



生産性向上特別措置法に基づく導入促進計画基本計画の認定を受けて導入された設備。これまで手作業で長時間かけて行っていた分析作業が、この装置を使うことで大幅に時間短縮し、生産性の向上を実現しました。

施策3. 魅力ある個店等の支援

一般的に個店は大規模店舗等に比べて、情報発信力、人材面、商品の品揃えの面等で競争力に課題があるといわれています。しかしながら、大規模店舗よりもきめの細かいサービスや、少ない種類に絞った逸品の商品展開、地域に関する情報の発信基地となるなど、個店ならではの特征もあります。また、昨今では販売環境の変化により、無店舗でのシェアビジネスやスモールビジネスも始まってきました。市ではそのような取組みを支援します。

(1) 市内外の来店者増加と魅力ある個店等の掘り起こしに向けた支援

市内の魅力ある個店（飲食店、小売店、卸売店等）に対し、販売拡大による収益力の向上や外部への情報発信等のために、清瀬市が関係団体と協働して個店等の支援を行います。具体的には魅力ある個店の情報発信（SNS メディア等を通じた PR）や、地域や市外事業者との関係構築に関する支援となります。

(2) 市内事業者との交流の場を通じたネットワークの構築

① 地域のお店と住民のネットワーク構築支援

市民を含めた不特定多数への潜在的な顧客に情報発信を行うことで来客増につなげたい個店と、これまで地域の個店に目が向かなかった市民との間のネットワーク構築を支援します。具体的には、まちゼミ、市内各種イベント出展支援、個店サポーターの募集等となります。

② 市内個店の経営者同士のネットワーク構築支援

同業種交流・異業種交流（地域資源活用、農商工連携、地域人材活用）、シェアエコノミー（シェアスペース）の推進を支援します。

（3）スモールビジネス支援

地域で余っている資源や活用されていない遊休資産等を使って、店舗を構えるほどではないが、事業の継続・維持が可能な商売への取り組みを支援します。

施策4. 地域との連携

市民、事業者、市役所とは別に、清瀬市には様々な地域団体が特色ある活動を行っています。そのような団体の活動と市民、事業者、市役所等の活動を結びつけることによって、清瀬市商工業の活性化や地域団体および住民の参加意識の向上、さらにはネットワークの構築を図っていきます。

（1）市内で働きたい市民と、市内事業者とのマッチングを通じた取組

経営資源に多くの投資ができない中小企業・小規模事業者に対し、人材の面で、リタイアされた方や子育て中のママ等を対象に、短時間で場所に限定されない仕事へのマッチングに関する支援を図っていきます。

（2）地域の商工団体、農業団体、教育・研究機関との連携

商工業事業者の目的である販売促進・売上拡大に限らず、市内の商工団体、農業団体、教育・研究機関等との交流を通じて、各機関の強みや独自の視点によるコミュニティの維持や地域課題解決への取り組みを支援します。

（3）事業者と市民の交流

これまで市民との接点が強くなかった市内事業者（中小企業等）と、市内に住んでいても市内事業者（中小企業等）を知らなかった市民との間の交流や情報共有を、市や連携機関が協力して支援します。

施策5. 観光を通じた商工業振興

これまで清瀬市の観光資源を活用した商工業等の振興については、主催者等の実施主体が特定のイベントのチラシ・ポスター等の紙媒体を作成し、情報発信することで集客を行うといった「カネ」や「モノ」を活用した手法に留まっていました。しかしながら、

スマートフォン等の情報発信手段の発達により、不特定多数の観光客が、国内に限らず世界中に情報を発信するツールを活用できることとなりました。さらにはイベントそのものだけでなく、イベント周辺の地域の魅力にも目を向けることで様々な波及効果をもたらすようになりつつあります。また、住民の協力を得た地域の魅力発信や受入環境整備の必要性も高まっています。そのような現状を踏まえつつ、「ヒト」や「情報」の要素を加えて、清瀬の観光を通じた商工業振興の活性化を下記の施策で目指します。

(1) ひまわりフェスティバル等を活用した、市内飲食店等の情報発信支援

ひまわりフェスティバル等、東京にありながら身近に満喫できる清瀬の自然やまちの魅力を、各種メディアを活用して国内外に発信し、来訪される旅行者に対し、主に飲食店等によるサービスを通じて魅力発信を行い、ひまわりフェスティバルといった目的や時期を限定せず、清瀬の自然、歴史、文化等も含めてリピーター（再来訪者）となってもらい、商工振興につなげる取り組みを支援します。



清瀬ひまわりフェスティバルの様子。平成30年（2018年）にはわずか11日間の実施で来場者が約14万人を超えました。都心から1時間圏内で来られる好立地もあり、清瀬市の夏の一大イベントとなっています。

(2) 市民ボランティア等を活用した受入環境整備

従前より清瀬市内で実施されるイベント等（ひまわりフェスティバル含む）の企画・運営については、市民ボランティアが重要な役割を果たしてきました。今後増加することが予想される来訪客に対し、受入環境整備の施策を展開する必要があります。また、市民ボランティア等の視点による、地域資源の魅力の発見、あるいは地域の課題の洗い出しにも有効であり、地域資源のPR・開発に併行して、地域観光人材の育成支援の充実も図ります。



清瀬ひまわりフェスティバルで活躍する市民ボランティア。地域の事業は市民ボランティアのご協力で成り立っているといっても過言ではありません。

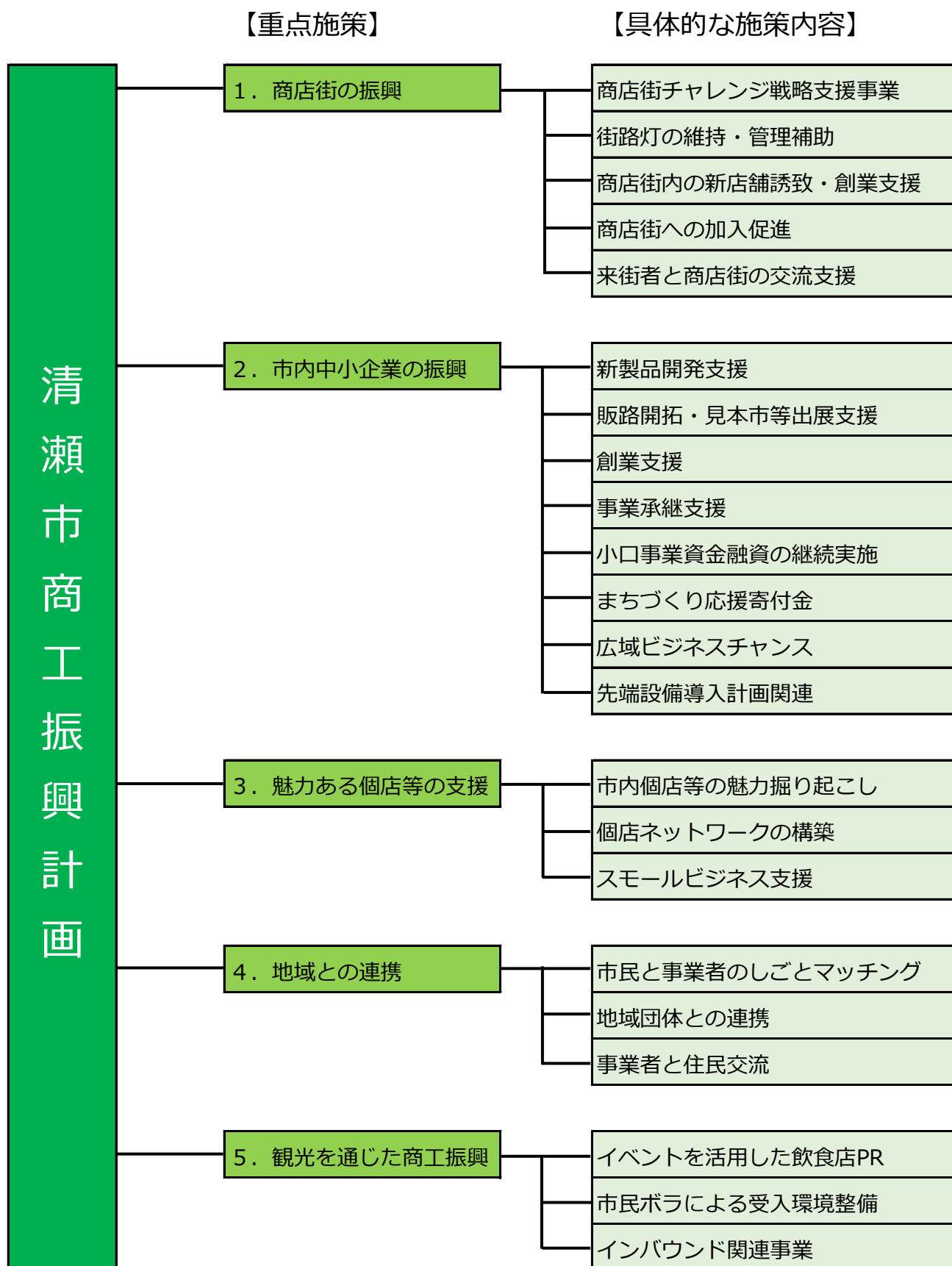
(3) 多言語対応、SNS 等を利活用したインバウンド関連事業

近年、国内の邦人旅行者および日本への海外旅行者が増加していることから、地域資源の魅力発信と国際交流等を目的とした観光マップやパンフレット等の多言語化を通じて、インバウンド関連事業の実施を支援します。



インバウンド向けに製作された英語版リーフレット。近年、清瀬ひまわりフェスティバルには多くの外国人旅行者が来場するようになりました。

「清瀬市商工振興計画における施策の体系図」



3. 計画に係る関係機関（関連団体）

本計画は、今後10年間の全体計画を示したものであり、その推進と実現に向けた関係機関との連携が必要となります。

そのため、東京都や国等の指導と協力のもと、各種団体と連携し、商工業者・市民とともに清瀬市の商工振興を図っていきます。

そのため、目的に応じた役割分担をしながら、柔軟性のある推進体制を確立していきます。

(1) 清瀬商工会

市内約630の企業および自営業を会員とし、清瀬市内の商工業者全般の改善発達を図るために設置されています。主な業務として、会員企業および自営業者への指導改善事業、税務・経理に関する相談・支援、社会保険に関する相談・支援等を行っています。

(2) 清瀬商工協同組合

清瀬市内の商工業者等の組合員により組織され、組合員の日々の仕事や生活の安心サポートの充実を目的に事業活動を行っています。

(3) 商店街

市内の各商店街は、駅や団地周辺など地区ごとに街区を形成しています。夏のお祭りや冬の大売り出しなど各商店街が主体となり、それぞれの特徴を活かしたイベントを通して、地域住民や市外の来街者に存在感や価値を訴求していきます。

(4) 社会福祉協議会

清瀬市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置されている、地域福祉推進を目的としている民間の福祉団体です。主な事業は地域福祉の推進、障害者のある方への事業、高齢の方への事業、生活困窮者向け事業等。買い物困難問題では、産業振興課と連携して、実態把握を行っています。

(5) 市内生産者団体および農業団体

清瀬市は、市域の約2割が農地となっており、約220件の生産者が日々農産物を生産しています。品目は、都内随一の出荷量を誇るにんじんの他、ほうれん草、さと

いも等、多彩な作物を生産・出荷しています。また、生産者の農産物を集荷・販売する農業団体として、東京みらい農業協同組合があり、清瀬市全域を管内としています。

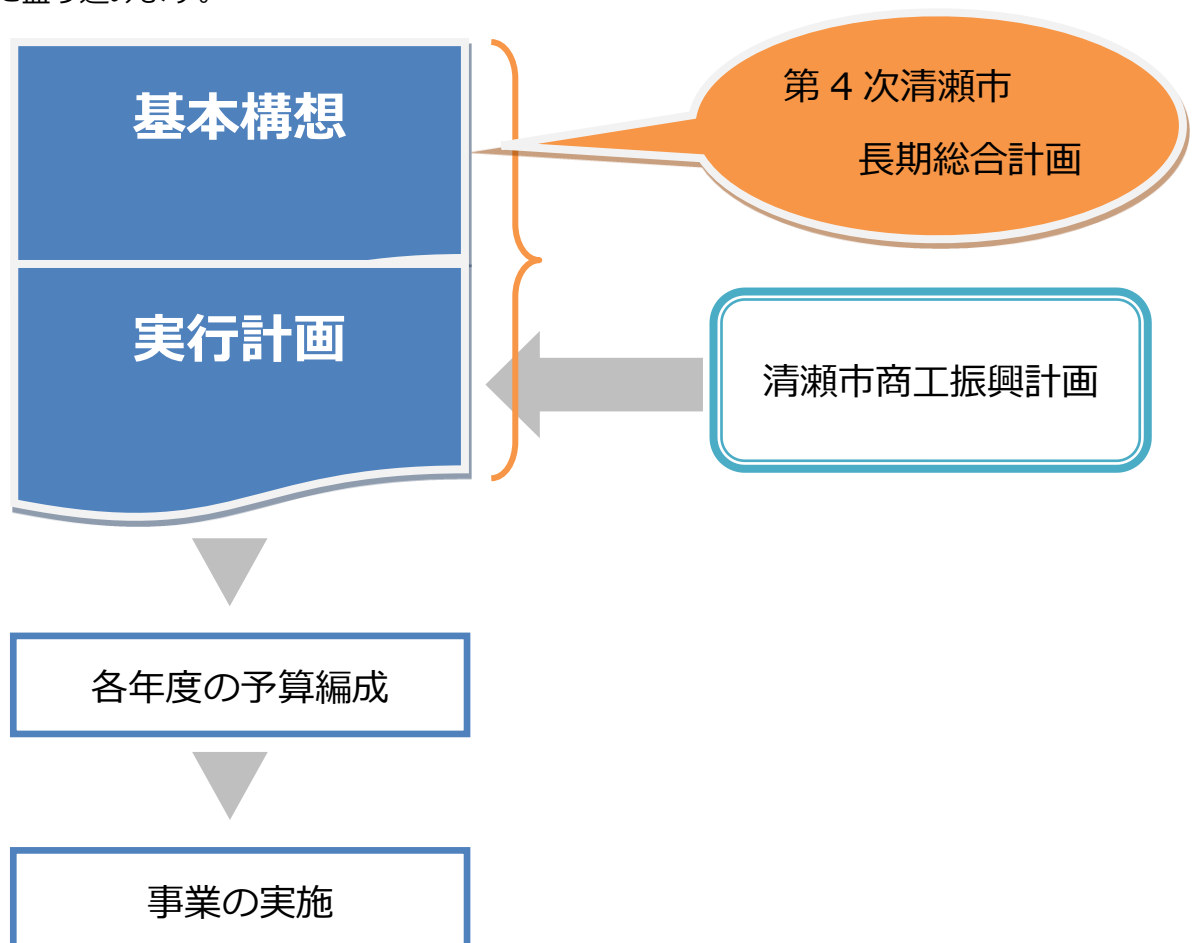
(6) ハローワーク

清瀬市では、平成24年(2012年)よりハローワーク三鷹と連携して清瀬駅北口そばのアミュービルに「清瀬・ハローワーク就職情報室」を設置・運営しています。就職情報室では、主に市民の方を対象に仕事に関する相談や、就職情報の提供を行っています。また、就職支援セミナー等を通じて、新規・再就職への支援を行う他、市内事業者等呼び込んで、就職面接会を実施しています。

4. 計画的な事業の実施

本計画の推進は、これまでの施策の実施状況を考慮にいれ、第4次清瀬市長期総合計画と具体的な関連を持たせながら、計画的に事業の実施を行うとともに、計画をめぐる諸条件の変化に対応して、必要な見直しを適宜行います。

また、本計画における具体的な計画については、第4次清瀬市長期総合計画の実行計画に盛り込みます。



参考資料

1. 清瀬市商工振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市における商工業の現状と課題を明らかにし、今後の市内商工業振興のあり方について、必要な事項を協議するため、清瀬市商工振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、商工振興計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員は次の各号に掲げる者をもって組織し、委員の人数は15名以内とする。

- (1) 市内の商店街の関係者
- (2) 市内の商工団体の関係者
- (3) 市内の農業委員会の関係者
- (4) 市内の消費者団体の関係者
- (5) 市内の社会福祉協議会の関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 一般公募による市民
- (8) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から第2条に規定する報告が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置は、第2条に規定する報告をもって終了させる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

2. 清瀬市商工振興計画策定委員会委員

委員名	所属名	備考
内野 光裕	清瀬商工会	
大場 昭男	清瀬商工協同組合	
赤坂 安雄	清富士会	
平沼 健吾	清瀬北口睦会商店街振興組合	
里見 英昭	清瀬銀座会	
小糸 信夫	清瀬南口商店街振興組合	
星野 芙美子	清瀬商工会女性部	
森田 雅人	清瀬商工会青年部	
松村 俊夫	清瀬市農業委員会	
佐藤 道子	清瀬市消費者団体連絡会	
星野 孝彦	清瀬市社会福祉協議会	
野口 佐稔	中小企業診断士	識見を有する者
雨宮 愛子	清瀬市民（公募）	
田中 金子	清瀬市民（公募）	
瀬谷 真	清瀬市職員	

順不同、敬称略

3. 清瀬市商工振興計画策定委員会経過

回数	開催日	内容
第1回	平成29年5月23日	正副委員長の選任 清瀬市商店街振興プランの振り返り
第2回	平成29年7月19日	清瀬市商工振興計画にかかるアンケート案の検討
第3回	平成29年9月27日	清瀬市商工振興計画にかかるアンケートの確定、配布の決定

第4回	平成30年2月27日	清瀬市商工振興計画にかかるアンケート結果の報告
第5回	平成30年6月20日	清瀬市商工振興計画にかかるアンケート結果の報告および素案の検討
第6回	平成30年8月22日	清瀬市商工振興計画にかかる素案の検討
第7回	平成30年11月7日	清瀬市商工振興計画にかかる素案の決定

※1 実施場所はすべて清瀬市役所内。

※2 清瀬市商工振興計画にかかる庁内プロジェクトチームについては省略。

清瀬市商工振興計画

平成 31 年度（2019 年度）～平成 37 年度（2025 年度）

平成 31 年 3 月発行

編 集 ・ 発 行 清瀬市市民生活部産業振興課
〒204-8511 東京都清瀬市中里 5-842
電話 042-492-5111

